



支えあい、こころつながるまち 第2次さむかわ自殺対策計画

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

令和7年（2025年）3月

寒 川 町

はじめに

我が国では、平成 18 年（2006 年）に「自殺対策基本法」が制定され、これまで「個人の問題」とされてきた自殺が、「社会の問題」として広く認識されるようになりました。

さらに、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策をさらに総括的かつ効果的に推進するため、平成 28 年（2016 年）に同法が改正され、平成 29 年（2017 年）には、「自殺対策大綱」の見直しがなされました。国を挙げての自殺対策は、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）を減らす」だけでなく、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）を増やす」ことこそが本質的であるとされるようになりました。

令和 4 年（2022 年）には、「自殺対策大綱」が見直され、今後対応すべき課題として「子ども・若者の自殺対策の更なる強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取組強化」などが新たに位置づけられました。

寒川町においても毎年尊いいのちが失われているという状況があり、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、「生きることの包括的な支援」を実施するために令和 2 年（2020 年）に「さむかわ自殺対策計画」を策定し、推進してまいりました。

このたび、「自殺対策基本法」や「自殺対策大綱」などの趣旨を踏まえ、より効果的で総合的な自殺対策を推進するため、「支え合い、こころつながるまち第 2 次さむかわ自殺対策計画」を策定しました。

本計画の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない寒川町」の実現に向けて、引き続き、国や県などの関係機関、町内の関係団体をはじめ、地域の皆様と協力して、自殺対策を推進してまいりますので、取り組みへのご理解ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、ご検討、ご議論いただきました寒川町自殺対策計画推進協議会委員の皆様、また、アンケート調査にご意見等を寄せていただきました町民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和 7 年（2025 年）3 月

寒川町長 木 村 俊 雄

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画（第1次）の達成状況	5
5	計画（第2次）の数値目標	6
6	SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取組	7

第2章 寒川町の自殺の実態

1	自殺者数の年次推移	9
2	全国・神奈川県との比較	10
3	男女別・年齢別の自殺割合	10
4	就労者の自殺割合	12
5	高齢者の自殺の傾向	12
6	寒川町の自殺の特徴	14

第3章 いのち支える自殺対策における取組

○	基本理念	16
○	施策体系	17
○	基本施策	18
1	地域におけるネットワークの強化	18
2	自殺対策を支える人材の育成	18
3	町民への啓発と周知	19
4	生きることの促進要因への支援	20
①	生きがいつくり活動の支援	20
②	相談体制の充実	22
③	遺された人への支援	23
5	子ども・若者及び保護者への自殺対策の更なる強化	24
6	女性の自殺対策の推進	26
○	重点施策	28
1	高齢者に対する支援	28
2	高齢者の地域支援体制の強化	29

第4章 自殺対策の推進体制

- 1 推進体制及び進行管理・・・・・・・・・・・・・・ 3 1
 - (1) 推進体制・・・・・・・・・・・・・・ 3 1
 - (2) 進行管理・・・・・・・・・・・・・・ 3 1
- 2 自殺対策組織の関係図・・・・・・・・・・・・・・ 3 2

【資料】

- 1 寒川町生きる支援の関連施策一覧・・・・・・・・・・・・ 3 4
- 2 寒川町自殺に関するアンケート・・・・・・・・・・・・ 3 8
- 3 自殺対策基本法・・・・・・・・・・・・・・ 5 7
- 4 寒川町自殺対策計画推進協議会設置要綱・・・・・・・・ 6 3
- 5 寒川町自殺対策計画推進協議会委員名簿・・・・・・・・ 6 5
- 6 寒川町自殺対策庁内連絡会設置要綱・・・・・・・・ 6 6
- 7 相談先一覧・・・・・・・・・・・・・・ 6 8

第 1 章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

全国の自殺者数は平成24年（2012年）に15年ぶりに3万人を下回ったものの、令和2年（2020年）には11年ぶりに増加し、非常に厳しい状況が続いています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会環境の変化が増加要因の一つとされ、社会、生活環境の変化の影響を受けやすい女性や若年層で自殺者の増加が生じてしまいました。このような状況の中、国は「自殺総合対策大綱」の見直しを行いました。令和4年（2022年）10月に策定した新たな大綱では、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進」などの12項目の重点施策に加え、「女性に対する支援の強化」が今後5年間で取り組むべき施策に新たに位置付けられました。

本町は、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱、かながわ自殺対策計画の趣旨を踏まえ、「支えあい、こころつながるまち さむかわ自殺対策計画」を令和2年（2020年）3月に策定し、生きる支援に関する事業を総動員して、全町的な取組として自殺対策を推進してきました。

その結果、本町における自殺者数は、平成19年（2007年）から平成29年（2017年）まで平均8人前後で推移していましたが、平成30年（2018年）から令和4年（2022年）までは平均5.8人に減少しました。

本町においても、自殺対策基本法、自殺総合対策大綱及びかながわ自殺対策計画に留意しつつ、現計画「支えあい、こころつながるまち さむかわ自殺対策計画」をベースに、これまでの自殺対策の取組の内容や効果を振り返り、「生きることの包括的な支援に関するアンケート」の結果も考慮し、町の現状に対応した計画を策定します。

～生きることの包括的な支援とは～

人は本来「生きる力」を備えています。しかし、今日、様々なストレス要因にさらされて私たちの「生きる力」は弱まっています。この「生きる力」を取り戻し、育むためには「生きることの包括的な支援」「Life（命、生活、人生）の視点をふまえた支援」が必要です。

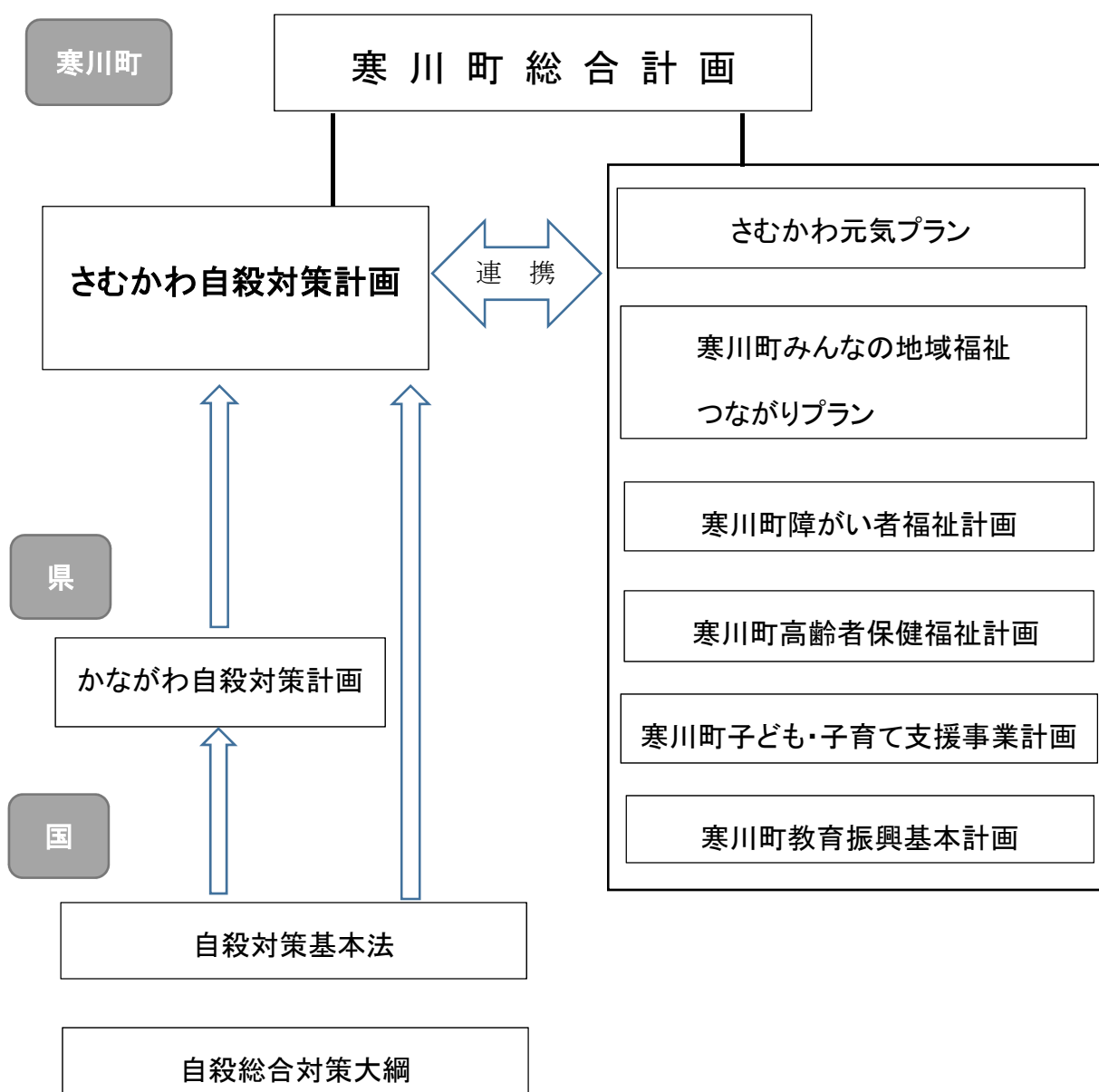
そして、この目標の実現には、町民一人ひとりだけではなく、生活の場での相互に支え合う取り組みが求められます。すなわち、命にかかる保健医療福祉的支援、生活にかかる行政的支援、身近で共に生きる大切な人相互の人生上の支援の3つの支援を、有機的、継続的、安定的に提供できるようにするためには、行政関連施策相互の有機的な連携はもとより、民間の医療・保健・福祉その他の関連機関、そして、家族、友人、ボランティアや地域住民などからなるネットワークの構築・整備が欠かせないと言えます。

第1章 計画の策定にあたって

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画であり、国が定めた自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱、神奈川県が定めたかながわ自殺対策計画を踏まえて策定します。

また、寒川町総合計画を上位計画とし、推進に必要な方策を明らかにするとともに、その他の計画との整合を図ります。

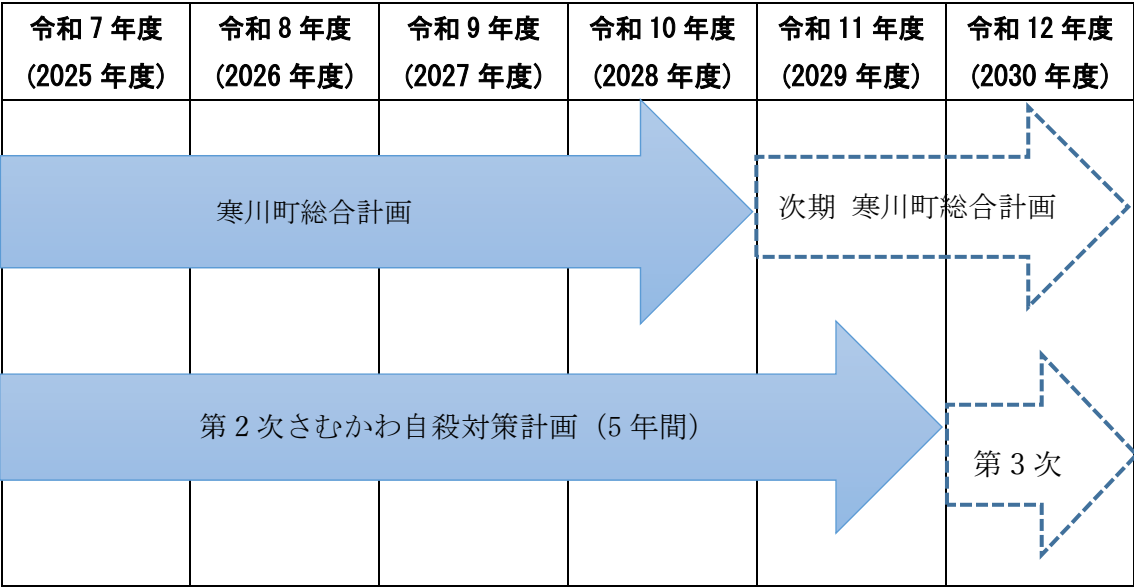


第1章 計画の策定にあたって

3 計画の期間

本計画は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

なお、国・県の施策や、町総合計画と連携する必要があることから、国や県等の動向を踏まえ、また社会状況の変化に応じ、計画期間内であっても必要に応じで見直しを行います。



第1章 計画の策定にあたって

4 計画（第1次）の達成状況

さむかわ自殺対策計画（第1次）では、国・神奈川県の数値目標を踏まえ、本町における、人口動態統計※1 平成25年(2013年)から平成29年(2017年)の平均自殺死亡率※2 16.2を令和2年(2020年)から令和6年(2024年)までの5年間で15%以上減少させ、13.7以下とすることを数値目標としていました。

令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの3年間の取組成果としては、さむかわ自殺対策計画（第1次）策定以降、本町の自殺死亡率は令和元年(2019年)に増加しましたが、令和2年(2020年)は近年では最も低い6.2となりました。3年間の平均は7.5となり目標を達成できたと考えます。

しかし、新型コロナウイルス感染症の蔓延等の影響により自殺死亡率は増加に転じております。引き続き自殺対策を推進し、自殺死亡率の減少を目指していきます。

※1 人口動態統計とは、国内における出生・死亡・死産・婚姻・離婚の実態の把握を目的とする国の基幹統計で、厚生労働省が調査、公表しています。

※2 自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数（自殺者数÷人口×100,000）
人口動態統計による自殺死亡率は、対象年の翌々年2月頃に公表されるため、令和4年(2022年)数値が本計画作成時における直近の最新数値です。

図表 自殺死亡率の推移

和暦（西暦）	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
自殺死亡率	8.3	16.5	6.2	8.2	8.2

第1章 計画の策定にあたって

5 計画（第2次）の数値目標

本町では、国・神奈川県の数値目標を踏まえ、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)の平均自殺死亡率7.5を令和7年(2025年)から令和9年(2027年)までの3年間で15%以上減少させ、6.4以下を目指します。

【寒川町：さむかわ自殺対策計画】5年計画 2025年度～2029年度

2020～2022年の平均自殺死亡率

7.5

15%以上減

2025～2027年の平均自殺死亡率

6.4以下

参考 【国：自殺総合対策大綱】10年計画

2015年

18.5

30%以上減

2026年

13.0以下

【神奈川県：かながわ自殺対策計画】5年計画 ※数値目標は10年

2016年

14.6

30%以上減

2026年

10.2以下

※自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数

6 SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取組

SDGs（エス・ディー・ジーズ＝持続可能な開発目標）は、2015年（平成27年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。経済・社会・環境についての17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現をめざしています。

さむかわ自殺対策計画（第2次）と特に関連するSDGsの目標は次のとおりです。さむかわ自殺対策計画に掲げられた計画を推進していくことが、自殺対策のみならず、SDGsの達成のうえでも重要といえます。

<本計画に関連するSDGsの目標>

- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう



第2章 寒川町の自殺の実態

第2章 寒川町の自殺の実態

自殺に関する統計は、主に厚生労働省「人口動態統計」（以下、「人口動態統計」という。）と警察庁「自殺統計」（以下、「警察庁自殺統計」という。）があります。いずれも、1月から12月の集計を行います。人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、住所地をもとに死亡時点で計上します。

一方、警察庁自殺統計は、日本における外国人も含めた総人口を対象とし、発見地や住居地等が記載された警察庁自殺統計原票データをもとに計上しているため、自殺者数や自殺死亡率に違いがあります。（※1）

本計画では、「人口動態統計」及び「警察庁自殺統計」、さらに、「いのち支える自殺対策推進センター」（厚生労働大臣指定法人）による「地域自殺実態プロファイル（2023）」（※2）を活用し、自殺の実態を分析します。

※1 警察庁自殺統計では、発見地と住居地、発見日と自殺日などの状況を組み合わせた各種の集計結果が報告されています。当計画では、適宜、対策の立案に最も参考となると考えられる値を用いました。

※2 地域自殺実態プロファイル（2023）：いのち支える自殺対策推進センター（※）が作成した、各都道府県及び市町村ごとに地域の自殺の実態を分析したもの。

※ いのち支える自殺対策推進センター：自殺対策に関する情報の収集・発信、調査研究、研修等の機能を担う機関として設置された「自殺予防総合対策センター」が平成28年4月に地域レベルの実践的な自殺対策への支援を強化するために改組されたもの。地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策政策パッケージの作成等を担い、地域の自殺対策推進の支援等を行っています。

1 自殺者数の年次推移

2007年の12人をピークに、増減を繰り返し、2020年に4人に減少しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの影響により、2020年以降増加に転じています。



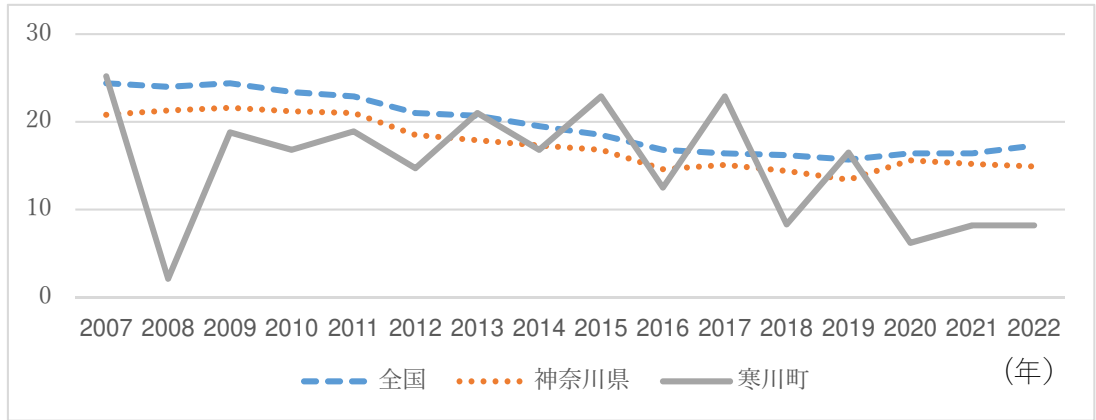
年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
人数	12	1	9	8	9	7	10	8	11	6	11	5	8	4	5	7

出典：人口動態統計 ※人口動態統計は、日本人のみを対象とし、住所地で自殺者数を計上

2 全国・神奈川県との比較

本町の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は、全国や神奈川県と比べて高い年と低い年があります。

<全国・神奈川県・寒川町の自殺死亡率の推移>



年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
全 国	24.4	24.0	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4	16.2	15.7	16.4	16.4	17.3
神奈川県	20.8	21.3	21.6	21.2	21.0	18.5	17.9	17.3	16.8	14.6	15.1	13.0	12.1	14.3	13.8	14.9
寒川町	25.2	2.1	18.8	16.8	18.9	14.7	21.0	16.8	22.9	12.5	22.9	8.3	16.5	6.2	8.2	8.2

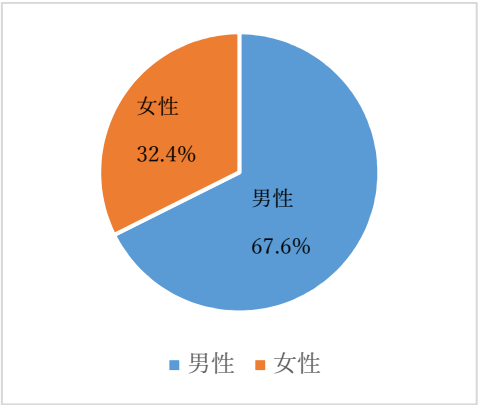
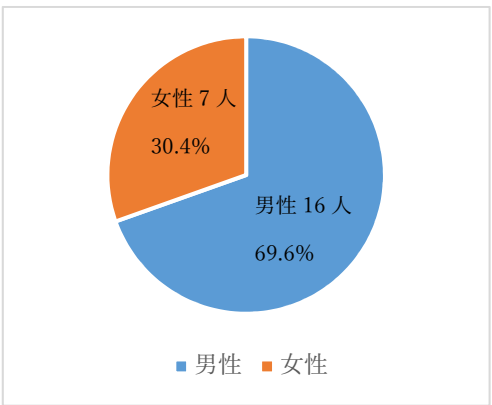
出典：人口動態統計

3 男女別・年齢別の自殺割合

地域自殺実態プロファイル（2023）の統計分析では、全国の男女比と比べて、本町は、男性の割合が多いことがわかります。

<寒川町の男女比>

<全国の男女比>



出典：いのち支える自殺策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」

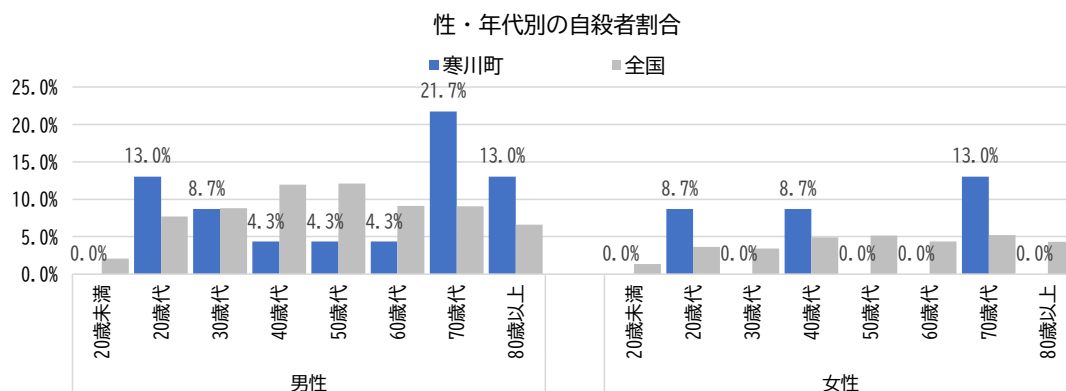
※寒川町の自殺者数（2018～2022年の合計）男性16人、女性7人、合計23人から算出

※地域自殺実態プロファイルの自殺者数は、警察庁自殺統計をもとに集計され、ここでは外国人を含む、寒川町に居住実態のある人のみの自殺者数を計上。人口動態統計の数値とは異なります。

第2章 寒川町の自殺の実態

年代別では、男性は70歳代が多く、80歳以上と20歳代は同数、女性も、70歳代が多く、次いで、20歳代と40歳代が同数で多くなっているという状況です。

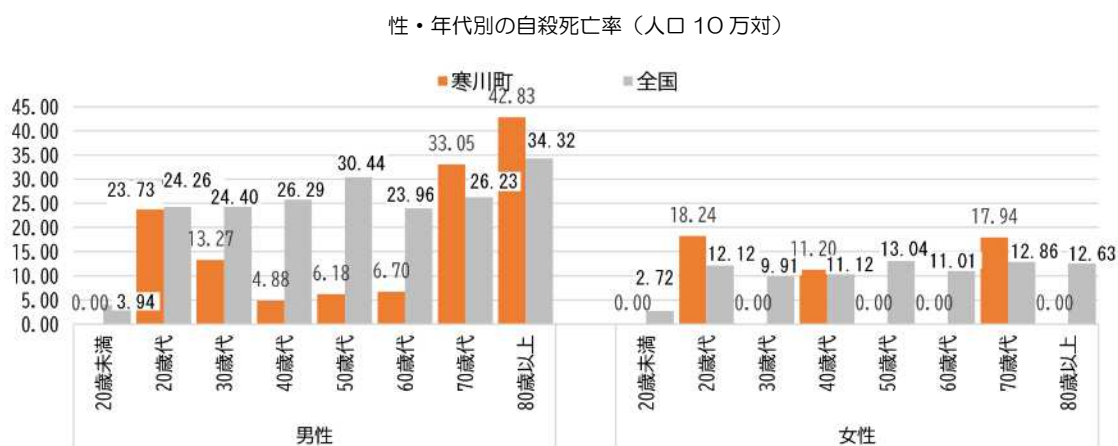
＜寒川町性別・年代別（2018～2022年合計）＞



引用：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」

自殺死亡率については、全国と比較して、男性は、80歳以上、70歳代、女性は、20歳代、70歳代で全国よりも高くなっています。

＜全国の自殺死亡率との比較（2018～2022年合計）＞



引用：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」

4 就労者の自殺割合

本町における自殺者の職業の有無については、「有職者」は9人（42.9%）、「無職者」は12人（57.1%）となっています。

<職業別の自殺の内訳（2018～2022年合計）>

職 業	自殺者数	割合	全国割合
有 職	9 人	42.9%	38.7%
無 職	12 人	57.1%	61.3%
合 計	21 人	100%	100%

出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」

※令和4年1月の自殺統計原票の改訂に伴い職業分類が新しくなったため、これまで「有職者の職業分類」を掲載していたところ、「有職」「無職」の分類へ変更しました。

※性・年齢・同居の有無の不詳を除きます。

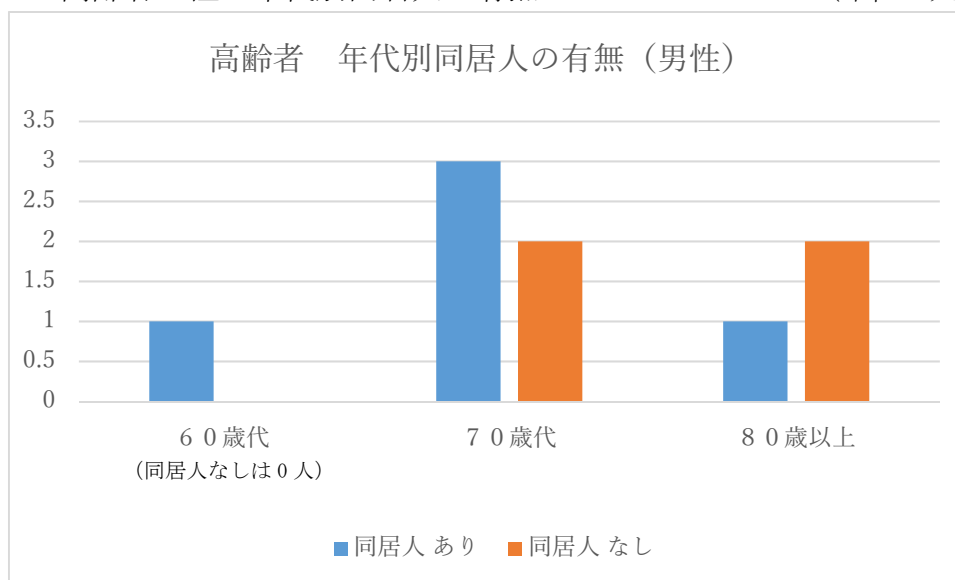
5 高齢者の自殺の傾向

高齢者（60歳以上）の自殺の傾向をみると、合計では12人となっており、男性女性ともに70歳代が多く、かつ「同居人あり」の自殺者が多くなっています。

また、男性は80歳以上の自殺者は「同居人あり」よりも「同居人なし」の自殺者が多い状況です。

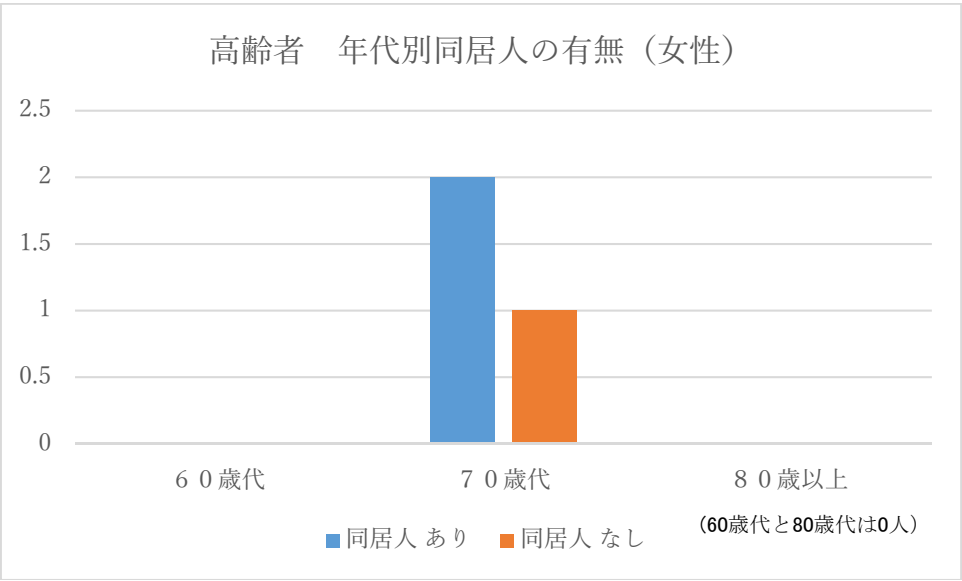
<高齢者 性・年代別同居人の有無>

（単位：人）

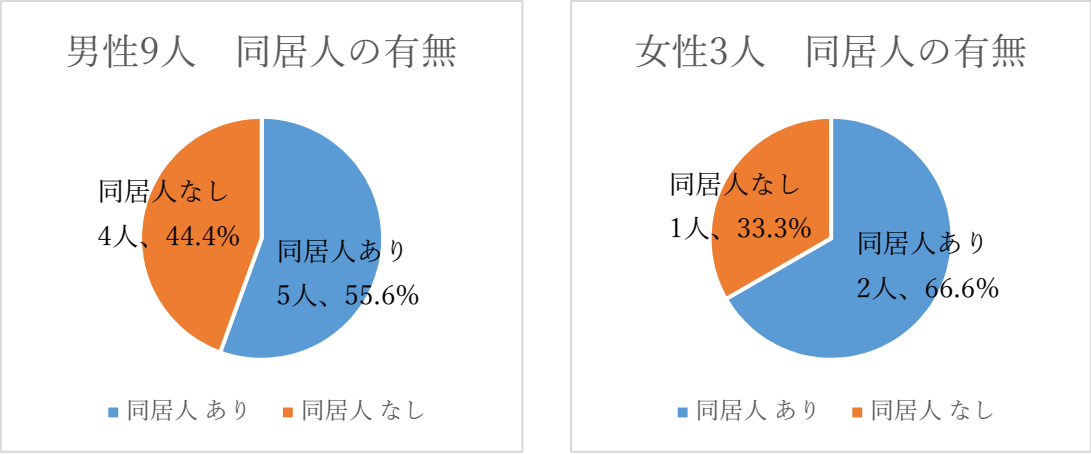


第2章 寒川町の自殺の実態

(単位：人)



出典：いのち支える自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」



出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」

性別	年代	寒川町同居人の有無（人）		寒川町同居人の有無（％）		全国同居人の有無（％）	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	1	0	8.3	0.0	13.4	10.0
	70歳代	3	2	25.0	16.7	14.9	8.4
	80歳以上	1	2	8.3	16.7	11.9	5.2
女性	60歳代	0	0	0.0	0.0	8.5	2.8
	70歳代	2	1	16.7	8.3	9.1	4.3
	80歳以上	0	0	0.0	0.0	7.0	4.3
計		7	5	58.3	41.7	64.8	35.2
合 計		12		100		100	

出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」

6 寒川町の自殺の特徴

地域自殺実態プロファイル（2023）の統計分析では、寒川町の2018年（平成30年）から2022年（令和4年）までの5年間における23人の自殺者の性・年代別等の特性から、「高齢者」（※）「生活困窮者」（※）「子ども・若者」（※）「勤務・経営」（※）に対して、重点的に取り組む必要があるとされています。

全国の自殺の特徴として、減少傾向であった自殺者数は、2020年（令和2年）から11年ぶりに増加しました。2021年（令和3年）は21,007人で、2020年（令和2年）より74人（0.4%）減少しましたが、2022年（令和4年）は21,881人と再度増加し、高止まりの状態にあります。新型コロナウイルス感染症拡大による社会環境の変化が増加要因のひとつとされ、社会・生活環境の変化の影響を受けやすい女性や若年層で自殺者数の増加が生じてしまったと言われております。

本町における自殺者の男女割合は、女性より男性が多い傾向は全国と同様ですが、全国と比較すると、女性では20歳代、40歳代、70歳代の割合が高くなっており、男性では20歳代、70歳代、80歳以上の割合が高くなっています。

しかし、寒川町における自殺者数は人数としては少ないため、自殺者数1人の増減で、傾向が大きく変わることもあり、この分析結果のみで寒川町の自殺者の傾向を読みとることは難しい状況にあります。

ただし、寒川町の高齢者の自殺死亡率は全国の自殺死亡率と比べて大きく上回っており、そのなかでも同居人ありの自殺割合が大きくなっています。そのため、まず、この年代に重点を置いた取り組みを行う必要があります。

また、一方で、女性や若者をはじめ世代等の特定をせずに、自殺に追い込まれないような地域づくりを行い、相談につながったら関係機関の支援が途切れないよう、関係機関の連携強化に努めることが大切と言えます。

※いのち支える自殺対策推進センターの統計分析において、重点的に取り組む事項の示す対象者は次のとおりです。なお、対象者がいくつかの事項に重なる場合もあります。

「高齢者」… 一般的には65歳以上であるが、分析の基礎となる警察庁自殺統計は10歳刻みの統計となっているため、明確な年齢定義は設けていない。

「生活困窮者」… 生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者

「子ども・若者」… 児童生徒、大学生、10歳代から30歳代の有職者と無職者、非正規雇用者等

「勤務・経営」… 被雇用者、自営業者等

なお、「子ども・若者」については、関連資料として、児童、生徒、大学生、専修学校生等の自殺者数の内訳が示されておりますが、自殺者数が極めて少ないことから、自殺の傾向等のデータは公表不可となっております。

第3章 いのち支える自殺対策における取組

第3章 いのち支える自殺対策における取組

基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの社会的要因があることが知られています。

また、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状況に陥ることに加え、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割の喪失感、または、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、自殺という危機的状況に追い込まれてしまうことが指摘されています。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図りながら、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことにより、社会全体の自殺リスクを低下させ、「生きることの包括的な支援」として取り組む必要があります。

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」と言えます。地域全体で互いに見守り、支え合うことで、変化に「気づき」、「声をかけ」、困りごとを抱えた人が、相談機関に「つながる」体制をつくり、「誰も自殺に追い込まれることのない寒川町」の実現を目指します。

基本理念

自殺対策基本法における基本理念を踏まえ、
「誰も自殺に追い込まれることのない寒川町」の実現を目指します。

基本方針

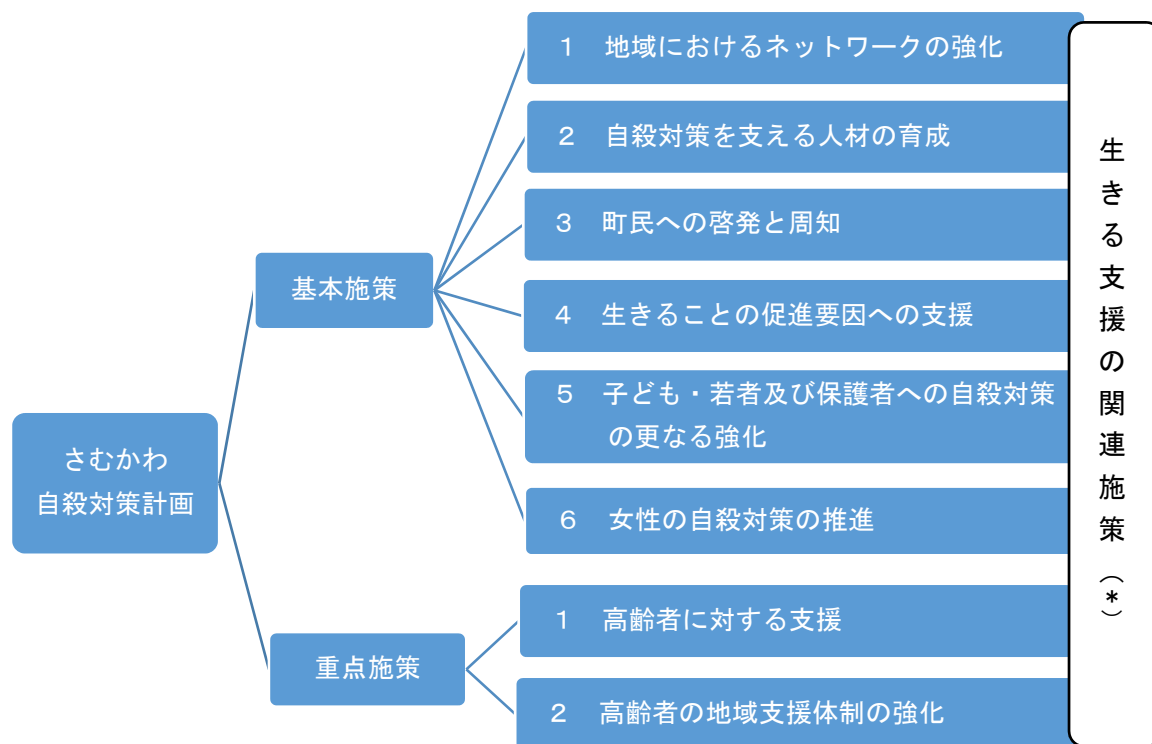
自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図りながら、「生きることの包括的な支援」として実施していきます。

施策体系

さむかわ自殺対策計画は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」(※)ですべての市町村が共通して取り組むべきとされる「基本施策」と、寒川町の自殺の実態を踏まえて定めた「重点施策」の2つの施策で構成しています。

この2つの施策の体系ごとに、事業を整理し、それぞれの事業を効果的に実施していくことにより、「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

※地域自殺対策政策パッケージ：自殺対策計画の策定に資するよう、地域特性を考慮したきめ細やかな対策を盛り込んだ地域自殺対策の政策をひとつにまとめたもの。



*「生きる支援の関連施策」の詳細は、【資料】の資料1（34～37 ページ）をご覧ください。

基本施策



1 地域におけるネットワークの強化

自殺はひとつの理由や原因で生じるものではなく、その背景には健康問題、生活苦、人間関係などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の様々な関係機関との連携・協力が重要です。

民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、保健所などの相談支援機関等との連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
1-1	寒川町自殺対策計画推進協議会の開催	計画の策定及び推進、自殺対策のための情報交換及び連携強化のため、協議会を開催します。	町民窓口課
1-2	寒川町自殺対策庁内連絡会の開催	計画の策定、計画の各取組を推進するため、庁内連絡会を開催します。	町民窓口課



2 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱え、自殺に気持ちが傾いた人に対しての早期の「気づき」が重要であることから、そうした人のサインに気づき対応できるよう、人材育成に必要な研修の機会の確保を図ります。

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
2-1	ゲートキーパー養成研修	自殺に気持ちが傾いた人に気づき、必要な機関につなぐことができるように町職員、関係団体等を対象にゲートキーパー養成研修を実施します。	町民窓口課

※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

3 町民への啓発と周知



自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、本計画の策定に先立って行ったアンケート（※）でも、約4割の方が、「自殺は自分自身に関わることだと思う」また、「周りに自殺をしてしまうのではないかと思われる人がいた」と回答しています。この結果は、令和元年度調査とほぼ変わらず、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ということについて周知し、継続して、ゲートキーパーの養成や、様々な機会を捉えて、相談窓口等の周知や、自殺に対する理解を深めるような啓発活動を推進します。

※アンケート:eマーケティングリサーチ制度を活用し、令和5年8月9日～23日にかけ、町で実施した「生きることの支援に関するアンケート」。(アンケートの詳細は、【資料】のページの資料2をご確認ください。)

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
3-1	自殺予防週間・自殺対策強化月間啓発活動	自殺予防週間及び自殺対策強化月間に合わせ、自殺対策の普及啓発活動を実施します。	町民窓口課
3-2	図書館における特設展示	夏休み明けにこころのバランスを崩す子どもが多いことから、8月下旬から9月上旬にかけ、生きるをテーマにした図書の展示及び貸出、リーフレット等の配布を実施します。	町民窓口課
3-3	健康普及事業	町民が自発的に健康づくりに取り組める機会や場を提供します。	健康づくり課
3-4	各種相談窓口の周知	日常生活における様々な悩みを抱えている方が相談窓口を利用するきっかけとなるよう相談窓口を周知します。	町民窓口課
3-5	アンケートの実施	心の健康や自殺対策に関する皆様の考えなどを把握し、今後の自殺対策推進の参考とするために実施します。	町民窓口課

4 生きることの促進要因への支援



自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みと、「生きることの促進要因」を増やす取り組みが必要となってきます。計画では生きることの促進要因への支援という観点から、その強化に関する対策を推進していきます。また、自殺未遂者や残された人への支援についても検討していきます。

①生きがいきづくり活動の支援

地域における学びの場、集いの場等の情報を発信するとともに、様々な生きがいきづくり活動を支援することで、「生きることの促進要因」を増やすことへとつなげていきます。

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
4-①-1 (再掲)	健康普及事業	町民が自発的に健康づくりに取り組める機会や場を提供します。	健康づくり課
4-①-2	生涯学習振興事業	様々な媒体を活用した情報提供体制を整備し、各種講座やイベント等を開催し、町民の生涯学習機会の拡充を図ります。	学び推進課 講座担当課等
4-①-3	社会教育振興事業	公民館を地域の学びの拠点として、あらゆる世代を対象とした様々な分野の講座等の開催、サークル活動の場、成果発表の場等を提供します。	教育政策課
4-①-4	高齢者生きがいきづくり等支援事業	シニアクラブの会員相互の親睦や地域での生きがいと健康づくりの推進のため、シニアクラブ連合会及び各シニアクラブの活動の活性化を支援します。	高齢介護課

第3章 いのち支える自殺対策における取組

取組番号	取組名	取組内容	担当課
4-①-5	シルバー人材センター支援事業	寒川町シルバー人材センターの機能充実・支援を推進し、高齢者の社会参加の場の確保と生きがいや社会貢献の推進を図ります。	高齢介護課
4-①-6	介護予防事業	高齢者の生活の質の向上を図るため、高齢者の心身機能の改善や閉じこもり・うつ予防の支援、社会参加を促すための各種介護予防事業を実施します。	高齢介護課
4-①-7	就業・就労支援事業	一般就労に向けて作業所等に通所する障がい者に対して交通費を助成します。 また、障がい者の就労の場の確保と職場定着を支援する障害者地域就労援助センター事業助成を2市1町（藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町）で行います。	福祉課
4-①-8	青少年育成事業	青少年の健全育成に向け、幅広い年齢層が多数参加できる事業を開催し、異年齢交流を図ります。さらに地域活動や研修等により指導員やリーダーの育成を図るとともに、青少年活動を支援します。	学び推進課
4-①-9	パートナーシップ宣誓制度の実施	同性・異性を問わず相互に協力し合いながら、継続的な共同生活を行うことを約束した二人が、両者の自由意志により、互いを人生のパートナーであることを宣誓し、その宣誓に対し、町が「パートナーシップ宣誓書受領証」等を交付します。	町民窓口課

第3章 いのち支える自殺対策における取組

②相談体制の充実

様々な悩みごとに対する相談事業を実施することで、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことへとつなげていきます。

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
4-②-1	消費生活相談・各種町民相談	多重債務や離婚、労働問題、家庭内のもめごと等、様々な相談に対し、一人で悩むことのないよう各種相談を実施します。	町民窓口課 産業振興課
4-②-2	教育相談	子どもの発信するSOSを受け止め、教育上の悩みや心配事、いじめに関する事などについて、児童・生徒本人及びその保護者と対面や電話で相談を受け付けます。	学校教育課
4-②-3	子育て支援相談事業	子育て支援課に配置している子育て支援相談員と子育て支援センターの子育てアドバイザーにより、育児についての悩みや心配事などの相談を、対面や電話等で受け付けるとともに、関係機関との連携や情報提供を行います。	子育て支援課
4-②-4	子どもの発達相談	心身の発達に課題がある、または障がいがあると思われる子どもについて相談を受け、必要に応じて評価や経過観察などを実施し、よりよい成長を支援します。	子育て支援課
4-②-5	地域包括支援センターの運営	高齢者の日常生活に関する相談を受け、必要な保健福祉サービスの利用調整などの支援をするとともに、地域の関係機関と連携し、安心して暮らせるよう、支援体制の構築を行います。	高齢介護課

第3章 いのち支える自殺対策における取組

取組番号	取組名	取組内容	担当課
4-②-6	民生委員・児童委員活動	民生委員児童委員による地域の相談・支援等を実施します。	福祉課
4-②-7	障がい者相談支援事業	障がいのある人とその家族等に対し、障害福祉に関する相談に対応し、必要に応じた情報の提供および助言、その他障がい福祉サービスの利用支援等を実施します。	福祉課
4-②-8	障害者虐待防止センターの運営	障がい者虐待の早期発見、迅速な対応、適切な支援等を実施する事を目的に、障害者虐待防止センターを運営します。	福祉課
4-②-9	障がい児の福祉サービス利用の相談	児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用について相談に応じます。	福祉課

③遺された人への支援

自殺対策においては事前対応や危機対応のみならず、自殺が起きた後の対応も重要です。遺族等への支援として、自殺への偏見による遺族の孤立防止やこころを支える活動に関する情報提供等を行います。

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
4-③-1	自死遺族相談等の情報提供	県精神保健福祉センターが行う電話相談や、面談相談、大切な人を自死で亡くした方の集いなどの情報を提供します。	町民窓口課

5 子ども・若者及び保護者への自殺対策の更なる強化



様々な困難やストレスに直面している児童・生徒が、信頼できる大人に助けを求められるようになるとともに、不登校・ひきこもりなど社会から孤立している若者がSOSを出したときに、それを受け止め、適切な支援につなげられるよう取り組みを進めていきます。

また、子どもの生育環境に大きな影響を及ぼす保護者に対する支援は、子ども・若者の健やかな成育につながることから、悩みや不安を抱える保護者への支援にも取り組みます。

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
5-1 (再掲)	教育相談	子どもの発信するSOSを受け止め、教育上の悩みや心配事、いじめに関することなどについて、児童・生徒本人及びその保護者と対面や電話で相談を受け付けます。	学校教育課
5-2	妊産婦支援事業	助産師・保健師が、妊娠・出産・子育ての各時期に必要な支援を行うとともに、産後不安の強い方には産後ケアの利用による不安の軽減につなげます。	子育て支援課
5-3	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までに、助産師・保健師が乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞くとともに必要な情報提供を行います。	子育て支援課
5-4 (再掲)	子育て支援相談事業	子育て支援課に配置している子育て支援相談員と子育て支援センターの子育てアドバイザーにより、育児についての悩みや心配事などの相談を、対面や電話等で受け付けるとともに、関係機関との連携や情報提供を行います。	子育て支援課

第3章 いのち支える自殺対策における取組

取組番号	取組名	取組内容	担当課
5－5	児童虐待防止のネットワーク事業	児童虐待に関する相談や通告を受け、児童の安全確認、関係機関等への調査及び保護者への指導や継続的支援を行うとともに、要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との連携により虐待防止に取り組みます。	子育て支援課
5－6 (再掲)	子どもの発達相談	心身の発達に課題がある、または障がいがあると思われる子どもについて相談を受け、必要に応じて評価や経過観察などを実施し、よりよい成長を支援します。	子育て支援課
5－7 (再掲)	障がい児の福祉サービス利用の相談	児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用について相談に応じます。	福祉課
5－8	若年層対策事業	若年層が相談しやすいLINEなどのSNS等を利用した相談窓口の案内チラシを作成し、町内の中学生、高校生へ配布します。	町民窓口課

6 女性の自殺対策の推進



全国の女性の自殺者数は令和2年（2020年）に2年ぶりに増加し、令和3年（2021年）は、さらに前年を上回りました。コロナ禍以前より、女性の自殺要因として非正規雇用の問題や家庭問題・育児や介護の問題が散見されてきましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、DV問題が顕在化するなど、課題が多い状況となっています。

そのような中、本町の自殺者における女性の割合は20.5%（2013～2017年）から30.4%（2018～2022年）へと増加しています。

また、全国に比べ20歳代、40歳代、70歳代の女性の自殺死亡率が若干高くなっています。そのため、女性向け自殺対策を基本施策として新たに取り上げ、取り組んでいきます。

※女性の自殺対策として施策を掲載していますが、必ずしも女性だけを対象とした事業ではありません。

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
6－1 (再掲)	子育て支援相談事業	子育て支援課に配置している子育て支援相談員と子育て支援センターの子育てアドバイザーにより、育児についての悩みや心配事などの相談を、対面や電話等で受け付けるとともに、関係機関との連携や情報提供を行います。	子育て支援課
6－2 (再掲)	妊産婦支援事業	助産師・保健師が、妊娠・出産・子育ての各時期に必要な支援を行うとともに、産後不安の強い方には産後ケアの利用による不安の軽減につなげます。	子育て支援課

第3章 いのち支える自殺対策における取組

取組番号	取組名	取組内容	担当課
6-3 (再掲)	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までに、助産師・保健師が乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞くとともに必要な情報提供を行います。	子育て支援課
6-4 (再掲)	高齢者生きがいづくり等支援事業	シニアクラブの会員相互の親睦や地域での生きがいと健康づくりの推進のため、シニアクラブ連合会及び各シニアクラブの活動の活性化を支援します。	高齢介護課
6-5 (再掲)	介護予防事業	高齢者の生活の質の向上を図るため、高齢者の心身機能の改善や閉じこもり・うつ予防の支援、社会参加を促すための各種介護予防事業を実施します。	高齢介護課
6-6 (再掲)	地域包括支援センターの運営	高齢者の日常生活に関する相談を受け、必要な保健福祉サービスの利用調整などの支援をするとともに、地域の関係機関と連携し、安心して暮らせるよう、支援体制の構築を行います。	高齢介護課
6-7 (再掲)	介護保険制度の運営	要介護・要支援認定の調査を実施する中で、見守り体制づくりを推進します。	高齢介護課
6-8 (再掲)	家族介護者への支援	高齢者を介護している家族の身体的精神的負担の軽減を図るために、介護方法や介護予防、健康づくり等における知識・技術の習得の場として「家族介護教室」を開催します。	高齢介護課

重点施策

寒川町における自殺者数は人数としては少ないため、自殺者数1人の増減で、傾向が大きく変わることもあり、寒川町の自殺者の傾向を読みとることは難しい状況にあります。

しかしながら、寒川町の高齢者、特に70歳代、80歳代以上の自殺率は全国の自殺率と比べて大きく上回っており、継続してこの年代に重点を置いた取り組みを行う必要があります。



1 高齢者に対する支援

高齢者の自殺については、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要となります。高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすい傾向があります。高齢者の孤独・孤立を防ぐため、生きがいつくり等の支援や、地域の団体や事業者等と連携した見守り体制づくりに取り組みます。

まず、包括的な支援のため、健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体等の連携を推進し、包括的な支援体制を構築します。

さらに、介護サービス利用者は、介護職員（ケアマネジャー、ヘルパー等）との接点を持っており、また、介護職員による見守り・気づきの重要性は知られていることから、他機関との連携による介護者、家族、介護職員等を対象とした包括的な支援を実践していきます。

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
1-1 (再掲)	高齢者生きがいつくり等支援事業	シニアクラブの会員相互の親睦や地域での生きがいと健康づくりの推進のため、シニアクラブ連合会及び各シニアクラブの活動の活性化を支援します。	高齢介護課
1-2 (再掲)	介護予防事業	高齢者の生活の質の向上を図るため、高齢者の心身機能の改善や閉じこもり・うつ予防の支援、社会参加を促すための各種介護予防事業を実施します。	高齢介護課

第3章 いのち支える自殺対策における取組

取組番号	取組名	取組内容	担当課
1-3 (再掲)	地域包括支援センターの運営	高齢者の日常生活に関する相談を受け、必要な保健福祉サービスの利用調整などの支援をするとともに、地域の関係機関と連携し、安心して暮らせるよう、支援体制の構築を行います。	高齢介護課
1-4	介護保険制度の運営	要介護・要支援認定の調査を実施する中で、見守り体制づくりを推進します。	高齢介護課
1-5	家族介護者への支援	高齢者を介護している家族の身体的精神的負担の軽減を図るために、介護方法や介護予防、健康づくり等における知識・技術の習得の場として「家族介護教室」を開催します。	高齢介護課

2 高齢者の地域支援体制の強化



介護者、家族、介護職員等、高齢者と多く接する機会のある方を中心に研修の機会の確保を図るとともに、これらの支援者を支える地域支援体制の強化を図ります。

【主な取組】

取組番号	取組名	取組内容	担当課
2-1 (再掲)	ゲートキーパー養成研修	自殺に気持ちが傾いた人のサインに気づき、対応できる人材の養成研修を実施します。	町民窓口課

第4章 自殺対策の推進体制

第4章 自殺対策の推進体制

1 推進体制及び進行管理

(1) 推進体制

「寒川町自殺対策庁内連絡会」を開催し、自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。

また、関係機関や団体の代表者、学識経験者、公募の町民で構成された「寒川町自殺対策計画推進協議会」を開催し、さむかわ自殺対策計画の推進状況や目標の達成状況、施策等について意見を求めるとともに、委員間の情報共有、連携の強化を図ります。

本計画における基本施策、重点施策及び関連施策については、寒川町自殺対策庁内連絡会において PDCA サイクルによる評価を実施し、寒川町自殺対策計画推進協議会での意見を取り入れることで、目標達成に向けた事業の推進を図ります。

(2) 進行管理

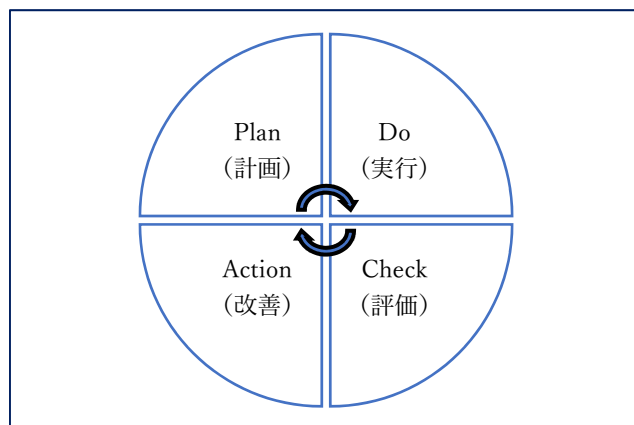
ア 「寒川町自殺対策計画推進協議会」において、計画の推進状況や目標の達成状況等について、協議を行い、その結果を施策に反映します。

イ 「寒川町自殺対策計画推進協議会」において、計画の進捗状況を報告し、取組状況や課題を共有します。

ウ 「寒川町自殺対策庁内連絡会」において、計画の進捗状況を報告し、取組状況を確認し、課題を抽出します。

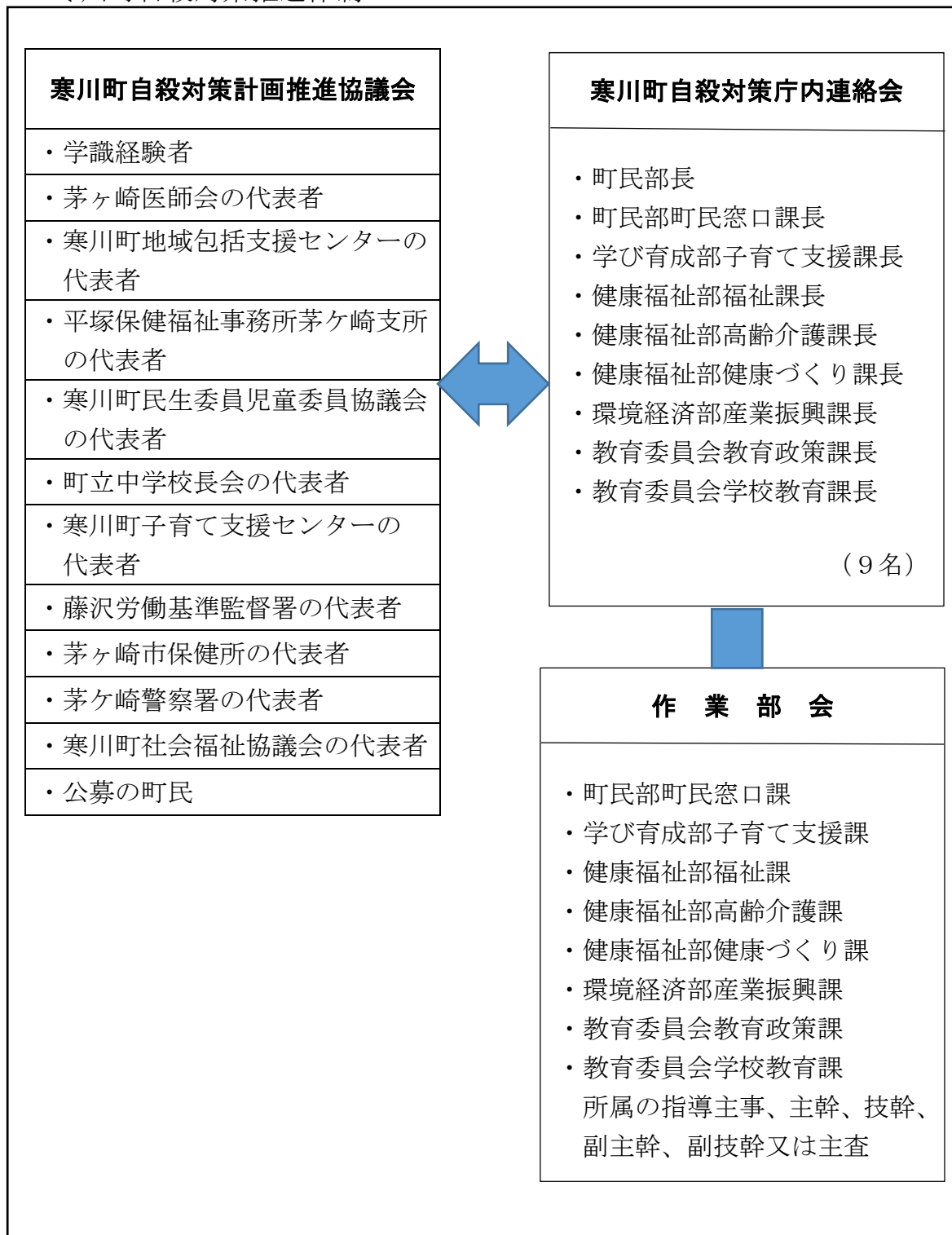
また、計画の進行管理については、PDCA サイクルを活用し、抽出された問題点や課題の解決を図りながら、必要に応じて施策の見直しを行います。

＜計画の進行管理＞



2 自殺対策組織の関係図

<寒川町自殺対策推進体制>



【 資 料 】

寒川町生きる支援の関連施策一覧

No	担当課	【事業名】及び事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	基本施策						重点施策 高齢者に対する支援
				ネットワークの強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	女性対策	
1	総務課	【職員研修事業】 職員人材育成基本方針「さむかわ職員育成プラン」に掲げる「あるべき職員像」の育成を図るため、各研修の優先度を踏まえながら年間の研修計画を立案し、階層別研修、専門研修等を実施します。また、職員の理解力・発信力の強化と職員間のコミュニケーション強化（想いの共有）を目的として、庁内講師の育成と活用を新たに進め、職員の資質向上を図ります。	職員研修（特に新採用職員）の1コマとして、自殺対策に関する講義を導入することで、全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る。		●					
2	町民協働課	【自治会活動支援事業】 地域コミュニティである自治会の活動を支援するため、自治会長連絡協議会への支援や自治会の加入促進に対する協力、地区集会所の運営の補助を行います。また、行政連絡会議等を通じ、行政への協力依頼も併せて行います。	町民の方を対象としたゲートキーパー養成講座がある際に、連携して取り組むことは可能である。		●	●				
3		【協働事業提案制度推進事業】 地域の身近な公共的課題などの解決のために、町民と町が協力し役割分担して行う協働事業を提案していただき、採択された事業に対して事業協力（補助）を行います。	自殺対策を目的としたボランティア団体等による協働事業の提案がある場合、その事業が採択されると補助金の交付対象となり得る。				●			
4		【住民活動促進事業】 寒川町町民ボランティア等登録制度に基づき、町内において活動するボランティア団体等の登録を行い、広報紙やホームページで団体等やその活動などをPRするとともに、町民のまちづくりへの参加を促進します。また、団体の活動促進や情報共有を目的として町内NPO法人も含めた情報交換会を開催します。	住民活動に参加することは、生きることの促進要因の1つとなり得る。また、町民の方を対象としたゲートキーパー養成講座がある際に、町民ボランティア団体等登録制度登録団体等、町内NPO法人に周知をすることが可能である。		●	●	●			
5	町民窓口課	【男女共同参画推進事業】 「さむかわ男女共同参画プラン」の進行管理に努めます。また、職場、地域、家庭へプランを周知するとともに、講演会等をはじめ、さまざまな機会を通じて意識づくり及び人材育成を図り、女性リーダーの登用、活用促進につなげます。	講座等開催時に自殺対策に関するチラシや啓発物品等の配布に協力することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●			●	

No	担当課	【事業名】及び事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	基本施策						重点施策 高齢者に対する 支援
				ネットワークの強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	女性対策	
6	町民安全課	【防災活動充実事業】 防災講演会や町イベント時における防災対策啓発用パンフレットの配布によって防災意識の高揚を図るとともに、避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成支援やマニュアルに沿って実施する訓練の充実化に向けた支援を行います。	避難所において、町民が精神的な苦痛や悩みを解決できるようカウンセラーを置いて支援体制の整備に努める。				●			
7		【交通安全活動事業】 町民の交通安全意識の高揚を図るために、各種交通安全キャンペーンや広報活動等を継続的に行い、特に小学生の時から交通安全に対する意識を習慣づけるとともに、高齢者の交通安全対策を図ります。	各種交通安全関係団体の方々にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、自殺に傾く方に対し早期対応を図れる可能性がある。 また、交通事故を起こしてしまったり、被害にあってしまった際に、ひとりで悩むことがないよう相談先等の情報を提供することができる。		●		●			
8		【防犯対策推進事業】 犯罪抑止を図るため、防犯に対する意識啓発、防犯アドバイザーによるパトロールや講話、職員による青色回転灯装備車で町内走行、公共施設への防犯カメラの設置などを行う。	高額な振り込め詐欺などの犯罪被害にあってしまった際にひとりで悩むことがないよう、相談先等の情報を提供することができる。				●			
9	町民窓口課	【犯罪被害者等見舞金支給事業】 自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた町民の遺族又は傷害を受けた町民を支援するため見舞金を支給します。	犯罪被害にあわれてひとりで悩むことがないよう、相談先等の情報を提供することができる。				●			
10		【人権啓発事業】 団体等が主催する人権啓発講演会や人権学校等の研修会への職員参加を進めるとともに、町人権擁護委員会の活動と連携しながら啓発活動を実施します。併せて、人権啓発活動実施団体の活動支援等を行います。	子どもの人権に関する取組として、小学校での人権教室や中学生人権作文の募集、子どもの人権SOSミニレター等、人権擁護委員の活動を通じて人権意識の醸成を図ることができる。また、人権擁護委員会の啓発活動の中で、自殺対策に関する相談先の周知など併せて行える可能性がある。	●		●		●	●	
11	福祉課	【社会福祉協議会補助事業】 企画広報事業、地域福祉活動事業、権利擁護事業やボランティア活動事業等、地域福祉を推進する事業を実施している社会福祉協議会に対し補助金を交付し、地域福祉が推進するよう必要な助言等を行い、連携を図る。	社会福祉協議会職員にゲートキーパー研修を行うことで、生活相談や就職等の相談対応において、自殺対策の視点も加えて、問題を抱えた地域住民の早期発見と支援の推進を図ることができる。	●	●		●			
12		【コミュニケーション支援事業】 手話通訳者等の派遣や点字プリンターの活用など、コミュニケーション手段の充実を図ります。	手話通訳者等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ等、気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●					
13		【地域活動支援センター機能強化事業】 障がい者等が地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことが出来るような環境づくりを目指し、障がい者等に対し創作的活動及び生産活動の機会の提供を行います。	職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり、自殺リスクの軽減に寄与し得る。	●	●					

No	担当課	【事業名】及び事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	基本施策						重点施策 高齢者に対する支援
				ネットワークの強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	女性対策	
14	福祉課	【相談支援事業】 障がい者が自立した生活を送ることができるよう、制度利用や日常生活上の相談等を受け、必要な情報を提供するための相談窓口を開設します。	相談所で相談対応にあたる職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、相談対応の強化につながり得る。	●	●					
15		【保護司会活動支援事業】 安全安心に暮らせる地域づくりを目指すため、茅ヶ崎地区保護司会、寒川地域保護推進会へ補助金を交付し、保護司会員の研修や社会を明るくする運動、更生保護活動、犯罪予防活動の支援。	保護司の方にゲートキーパー研修を行うことで、対象者が様々な問題を抱えている場合には、適切な支援先へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。	●	●					
16	高齢介護課	【高齢者在宅福祉サービス事業】 在宅生活が困難である高齢者等が安心して生活が送れるよう、必要に応じた各種支援を行います。	サービス提供の機会を利用し、高齢者の生活実態を把握することで、孤独死等の予防を図ることができる。							●
17		【老人保護措置事業】 身体上・精神上・環境上及び経済的理由により、居宅で生活することが困難な高齢者に生活の場所の確保と安定した生活を提供するため、養護老人ホームへの入所措置を行います。	老人ホーム等の必要な支援先確保により、孤独死等の予防を図ることができる。また、老人ホームへの入所手続きの中で、本人や家族等との接触の機会があり、問題状況等の聞き取りが出来れば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点となり得る。	●			●			●
18	子育て支援課	【母子保健事業】 安心して育児ができ、さらに、支援の必要な母子等が不安の解決策を得られるよう、各種教室、相談、健診、訪問事業など切れ目ない支援を行います。	保健師や臨時職員等を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する情報提供を行うことで、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなぐ。	●	●				●	
19	保育幼稚園課	【保育環境充実事業】 認可保育所や認可外保育施設、私立幼稚園に給付費や補助金を支出することにより、保育所の設備及び運営基準の維持、事業の充実や児童の処遇改善、保育サービスの供給増加等を図ります。	窓口等で保護者から相談があった場合や保育所等からの情報があった場合、適切な機関につなぐ等気づき役やつなぎ役として役割を担える可能性がある。	●			●	●	●	
20	健康づくり課	【健康増進事業】 健康維持や生活習慣病予防に関心を持ち、適切な保健行動がとれるよう健康手帳の交付、各種健（検）診を行うとともに、健康についての正しい知識を得ることで健康に対する心配や不安を解消するため、健康教育等の事業を対象者へ周知・勧奨します。	成人の健康診査に睡眠や休養等についても聞き取りしており、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援の接点となり得る。	●			●			

No	担当課	【事業名】及び事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	基本施策						重点施策 高齢者に対する支援
				ネットワークの強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	女性対策	
21	産業振興課	【商工業支援プログラム推進事業】 商工業者に対する総合的な支援体制の整備に向けた検討を行い、商工会などと連携し、起業、創業、経営相談、情報提供、基盤整備、経営の安定や合理化等に資する支援を行うとともに、支援策の充実を図ります。	商工会と連携し事業者に対してゲートキーパー講座を推進することは可能である。		●	●				
22		【就労対策事業】 求職者の支援や地域の労働力の需要に対応するため、広域連携による就職説明会等を開催します。さらに、若者の職業的自立や勤労者の不安等の解消を目的として各種講座等を開催します。また、就労支援ネットワーク会議を中心に障がい者雇用に向けた連携強化を図ります。	労働団体と連携しゲートキーパー研修を開催または、団体の活動として推進することは可能である。		●	●				
23	環境課	【美化運動推進事業】 町内一斉の清掃活動や自主的な環境美化活動の取組を進め、生活環境の保全と美化意識の高揚を図ります。広報やキャンペーンで条例のPRを行い、モラルと美意識の向上を促進します。さらに、住環境を阻害するような迷惑行為の防止を図ります。	美化運動を通して地域住民同士の見守り・繋がりを推進し、地域ネットワークを通し早期に異変等の発見に繋げ、自殺防止を図る。	●						
24		【動物対策事業】 狂犬病を予防するため犬の登録の推進と狂犬病予防注射の接種率の向上を図ります。また、快適な生活環境を推進するため猫の避妊、去勢手術費の助成や、有害鳥獣の捕獲檻の貸出、スズメバチの駆除、動物の適正な飼養方法の周知等を行います。	ペットの愛護等をとおして、心の支えとすることで生きがいづくりを推進し自殺を防止する。				●			
25		【環境活動推進事業】 環境基本計画に基づき、環境教育・学習機会の提供を推進するとともに、環境団体と連携した取り組みを進めていきます。	環境学習に参加することにより、各世代間の繋がりがや生きがいづくりを推進する。	●			●			
26		【公害防止対策事業】 町民の健康及び快適な生活環境の保全を図るため、町内事業所と協定を締結し、研修会の開催や適正な管理指導・助言を行います。また、大気、水質、地盤沈下の調査を実施するとともに、環境保全に係る情報提供や啓発を行います。	騒音や悪臭等、公害によるトラブルや悩みは精神疾患の悪化につながり自殺を誘発する要因の一つと言える。公害を把握し防止することでこれらの変化に早期に気づき自殺防止につなげる。				●			
27	教育政策課	【図書館サービス向上事業】 生涯学習の情報拠点として図書館サービスを提供するとともに、利用しやすい図書館運営をめざし、指定管理者と円滑な連携を図り、町民ニーズを把握しながら図書館利用の拡大を図ります。	学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」となり得る。				●	●		

資料 2

【令和 5 年度】第 1 回 生きることの包括的な支援に関するアンケート

回答期間と回答率

・回答期間

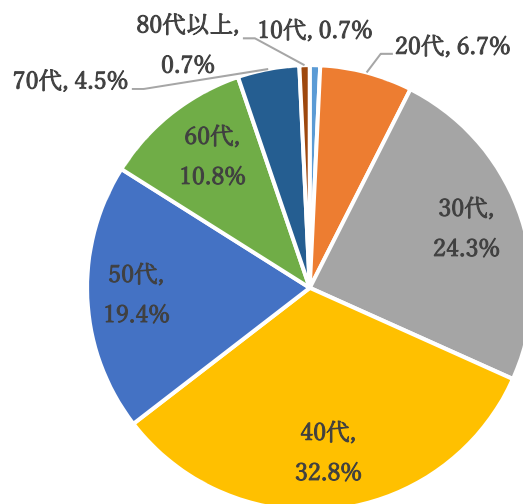
令和 5 年 8 月 9 日から令和 5 年 8 月 23 日まで(15 日間)

・有効回答数

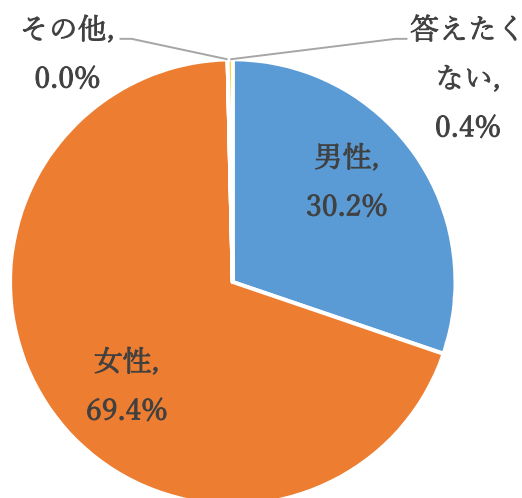
268 名（令和 5 年度 8 月 9 日時点の e モニター 485 名中）

問 1 あなたのことについて

6.年代

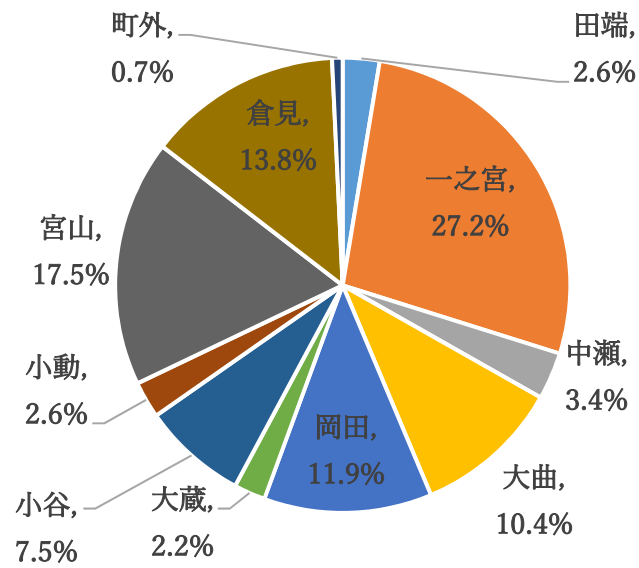


7.性別

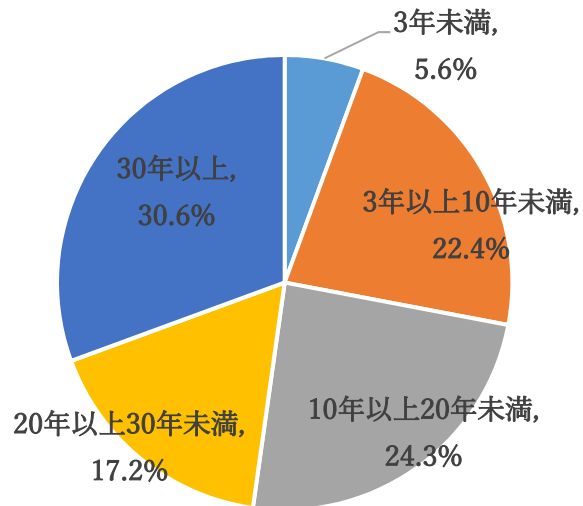


資料 2

8. お住まいの地域

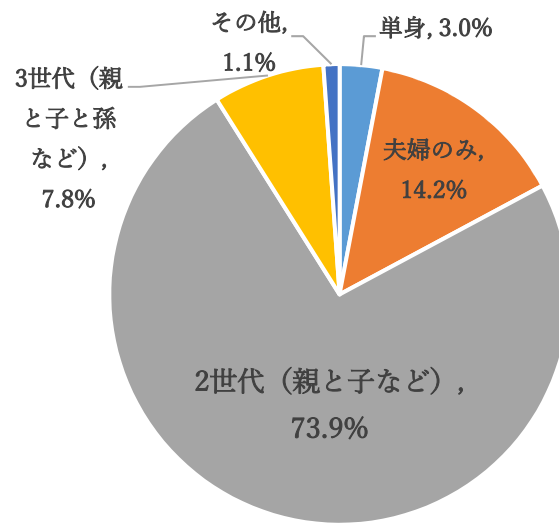


9. あなたの寒川町での居住年数について、あてはまるものを一つ選んでください。

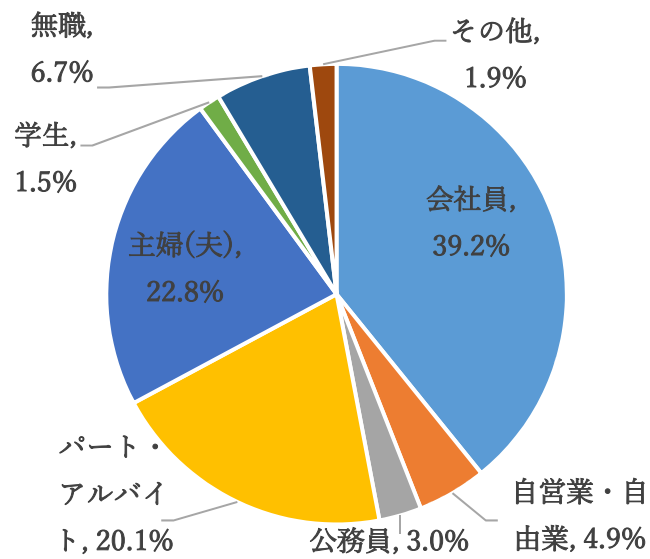


資料 2

10.あなたの家庭構成について、あてはあてはまるものを1つ選んでください。



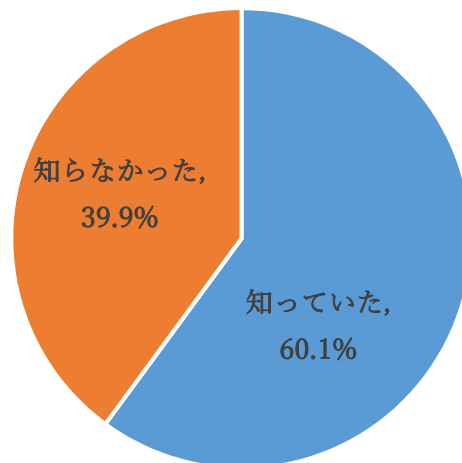
11.職業



資料 2

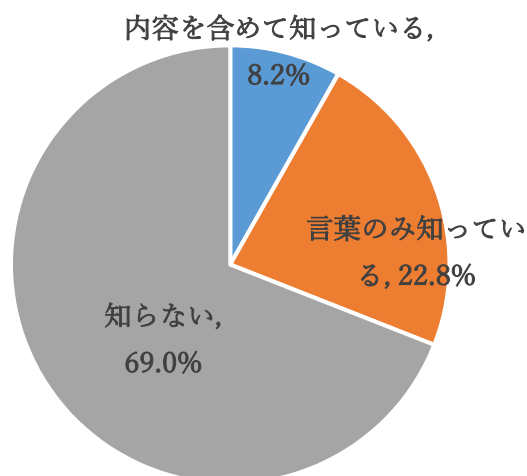
問 2 自殺対策や相談先などについて

1.日本の自殺者数は毎年2万人を超え、主要先進国の中で最も高い状況となっています。このような自殺の現状について、知っていましたか。あてはまるものを1つ選んでください。



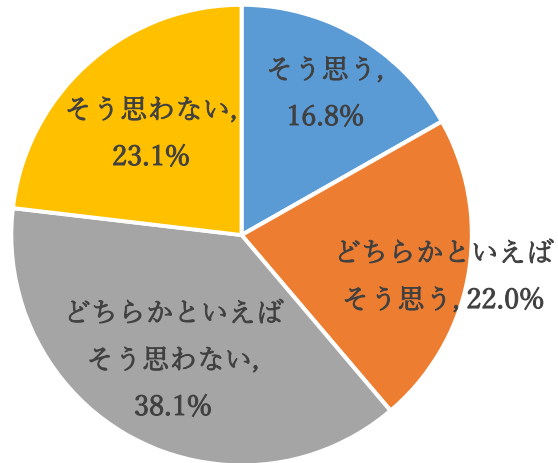
2. 悩みを抱えた人を支援するために活動するゲートキーパー(※1)について知っていますか。あてはまるものを1つ選んでください。

※1 ゲートキーパー：地域や職場、教育、その他様々な分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、その人の話を受け止め、必要に応じて、専門相談機関につなぐなどの役割が期待される人のことです。

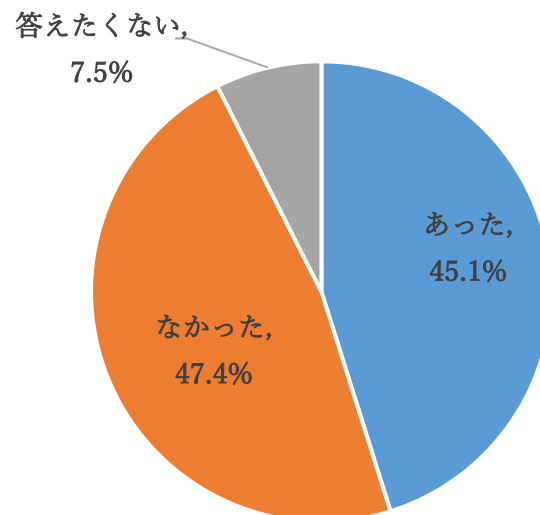


3.自殺は自分自身に関わる事だと思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。

資料2

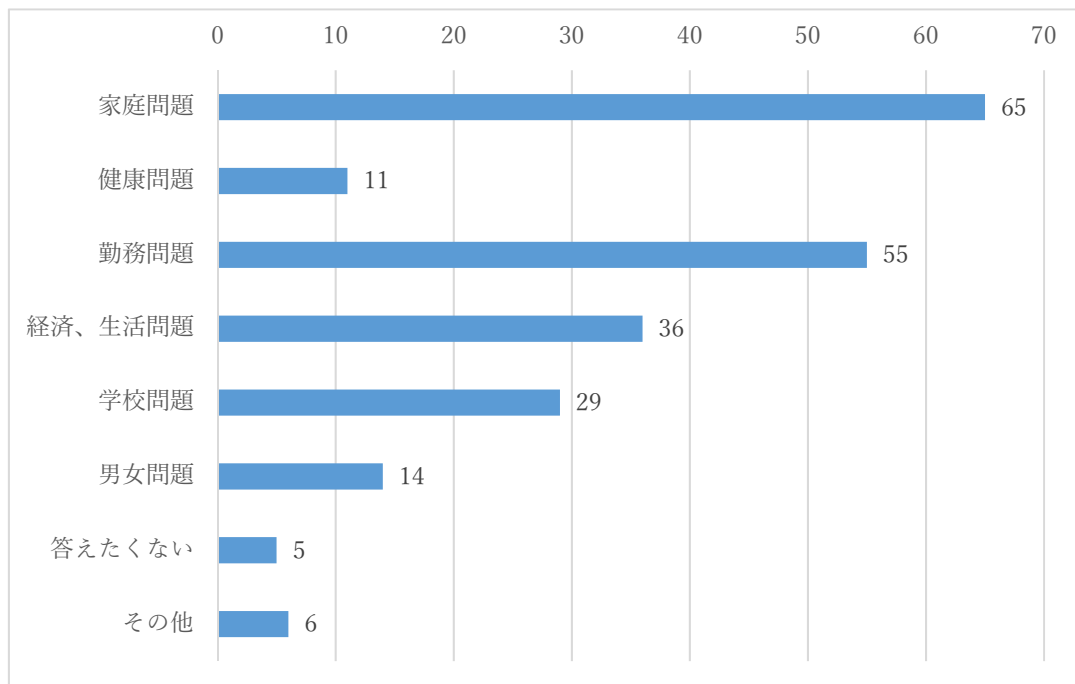


4.今までに、深刻に生きづらさを感じたことがありますか。あてはまるものを1つ選んでください。



資料 2

5.4 で「あった」を選んだ方へお聞きします。生きづらさを感じた理由や原因はどのようなことでしたか。あてはまるもの全て選んでください。

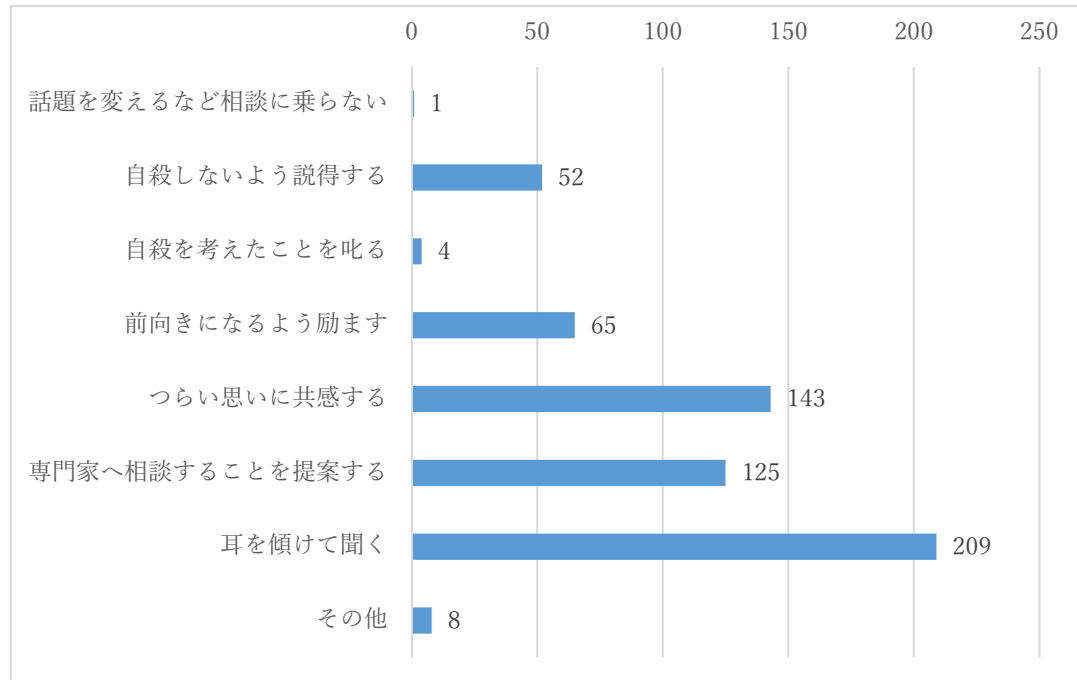


【その他】内訳

産後。
健康や他のことが色々重なり過ぎた時。
働きながらの育児。
他人との関係のつくり方、孤独感。
趣味の関連。
社会問題。

資料2

6.もし、身近な人から「死にたい」と打ち明けられたとき、どのような対応を取りますか。あてはまるものを全て選んでください。

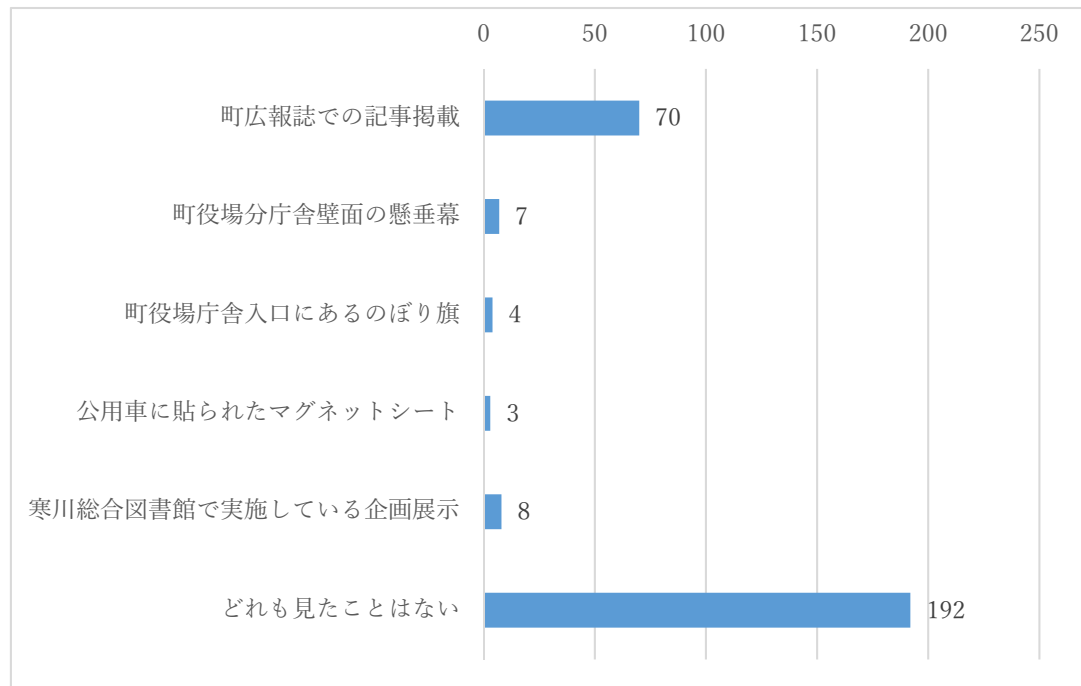


【その他】内訳

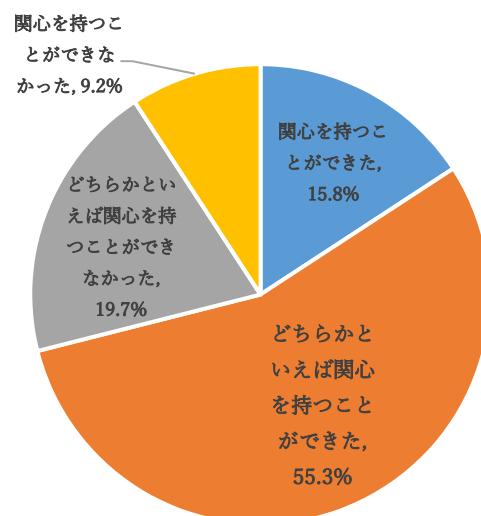
まず 打ち明けてくれたことに対して「話してくれてありがとう」という。
何で死にたいのかをゆっくり聞いて、どうせ死ぬなら死ぬ前にやるだけのことをやるよう伝える。
病院へ行くよう勧める。
専門家に相談する事をその方に提案はしませんが、自分自身が専門家に相談します。
過去の自分の話をする。
1人にさせないようにまわりの人にも協力してもらう。
他の方の意見も求める。
一方的に自殺をしないよう、又は前向きになる様な励ましをするのではなく、まずは相手の話をよく聞き、共感、理解、そして寄り添う形を継続していく必要があり、その様にしていきたいと思います。

資料 2

7.国では自殺予防週間(9月10日～16日)と自殺対策強化月間(3月)を設けています。これら期間に町が実施している次の自殺予防に関する啓発をご覧になったことはありますか。あてはまるものを全て選んでください。

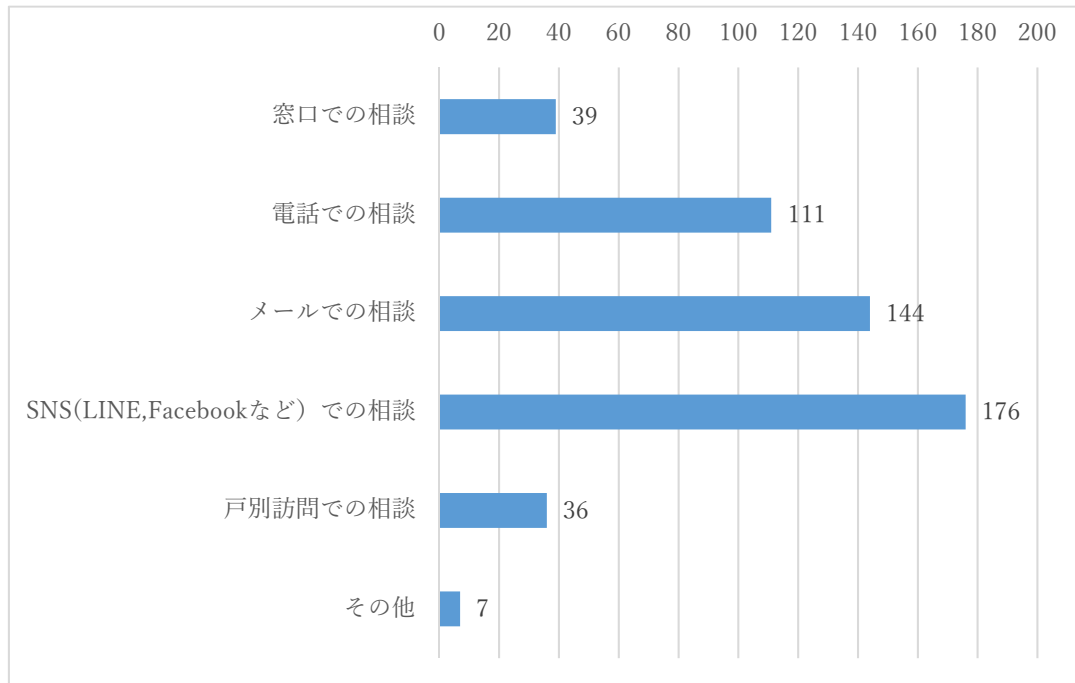


8.7で「どれも見たことはない」以外を選んだ方へお聞きします。取組により自殺予防に対して関心を持つことができましたか。あてはまるものを1つ選んでください。



資料2

9.自殺をしようと思うほど悩んでいるときに相談しやすいと思う方法はなんですか。あてはまるもの全て選んでください。

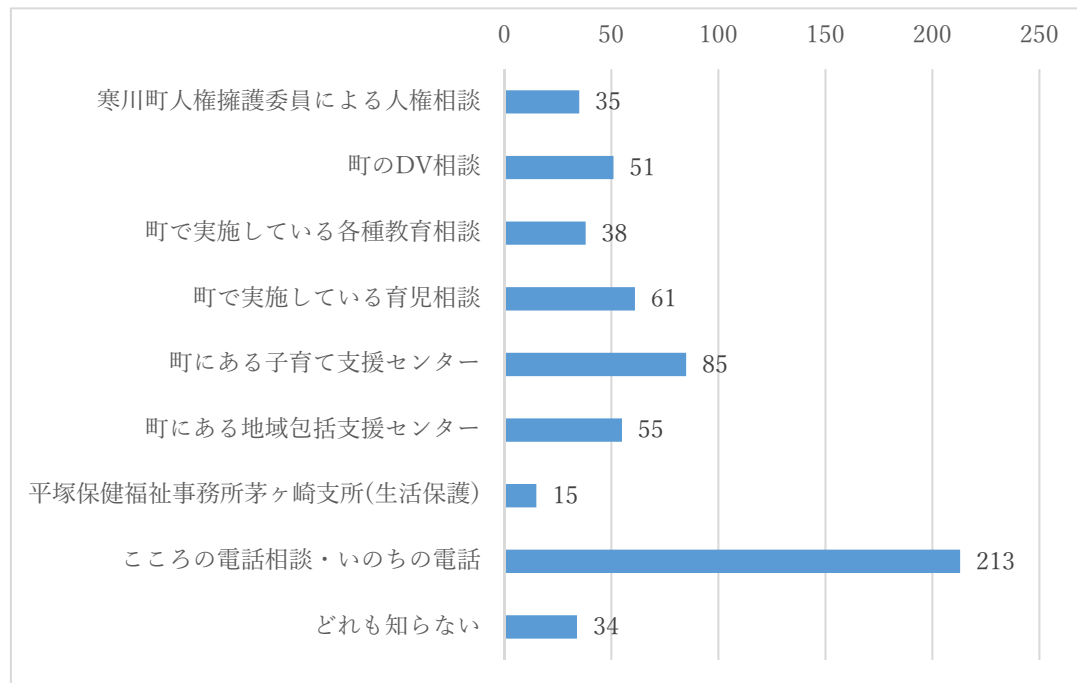


【その他】内訳

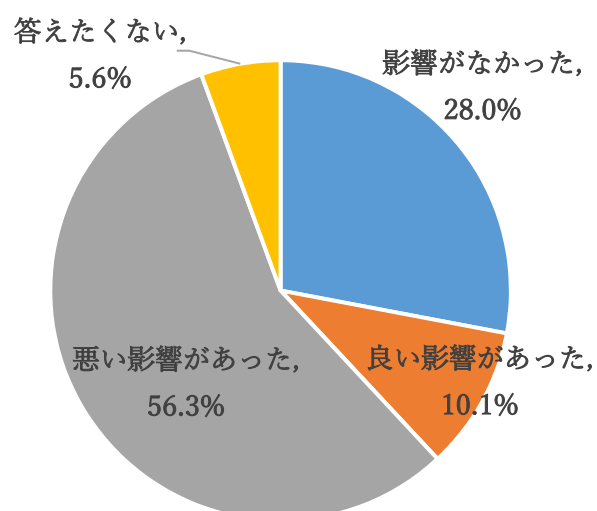
同じ思いをした境遇が似た人々とのつながり。
わかりません。
小さいことも大きなことも相談するタイプではないので、相談するくらいなら本気ではないと思う。
相談したくない。
そのような時は自分から相談するのは難しいのかも。
匿名で相談できる事。
相談回数を重ねていけば窓口等、対面での方法も考えられると思います。

資料 2

10.次の選択肢記載の自殺に関する相談機関や窓口について知っていますか。あてはまるものを全て選んでください。

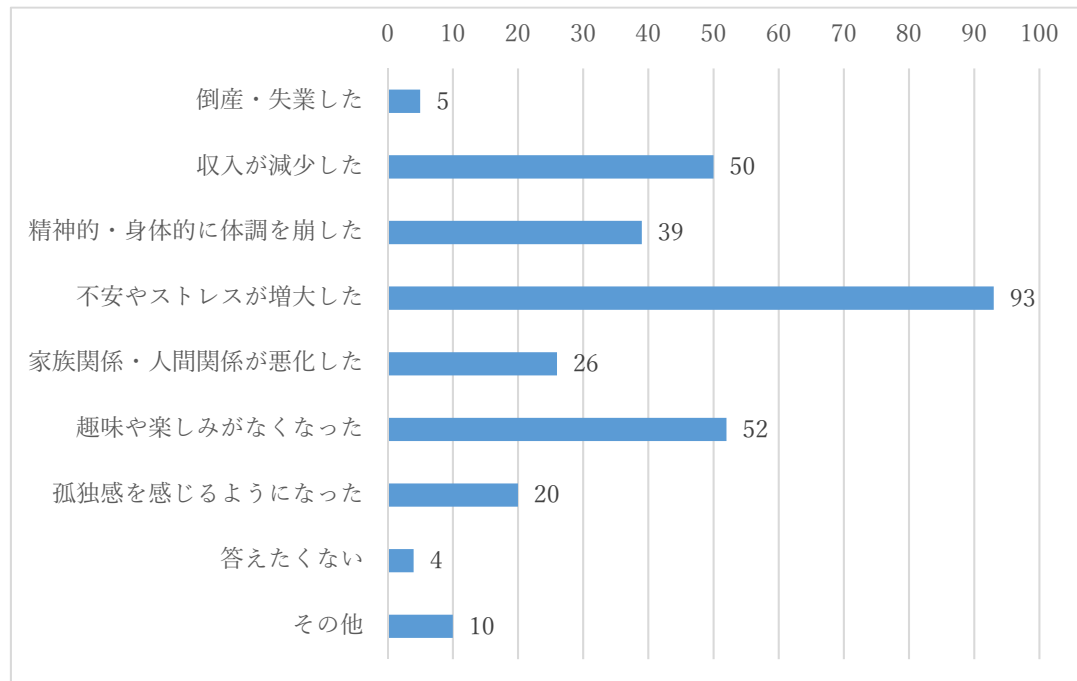


11.新型コロナウイルス感染拡大により、生活への影響があったかどうかについて、あてはまるものを1つ選んでください。



資料2

12.11で「悪い影響があった」を選んだ方へお聞きします。具体的にどのような影響がありましたか。あてはまるもの全て選んでください。



【その他】内訳

子どもの大学がリモートになり、生活リズムが狂いやる気がなくなってしまった。
飲食業、観光業などで働く友人が大きく影響を受け悩んでいたことに私自身も影響を受けた。
感染対策の徹底。
外出控えにより、足腰の筋力低下、体力の低下が発生した。
体調を崩しても、風邪等（熱・喉の痛み）の症状があればすぐに病院にかかれず、病状が悪化したこともあった。
人との繋がりが希薄になった 何処にいても不要と思われるマスクをしていて表情が分からなくなり対人不安が増加した。
感染して有給休暇を消費した。
コロナ禍での2回の出産、立会い出産もできず、生まれてもしばらくは親族に会えないなど。
パートナーとの価値観の相違が顕著になった。
会社の業績に影響（減少）があった。マスクや抗原検査キット、その他予防のための備品の購入などで出費が増えた。自分のことよりも子供たちの健康の心配、教育に関する制限など、心配事が増えた。

自殺対策に関するご意見、ご要望など

番号	意見等
1	自殺にはウェルテル効果のような連鎖性があり、相談を受ける人自身も共感性鬱を発症する危険性がある。ウイルスのような物理的な要因でなくとも、接触感染そのものの危険性があるため、安易にボランティアで対応するのではなく、ウイルス性病気と同様にプロによる対応が必要であろう。
2	私の身近には、無く、経験は分かりませんが、お話をよく聞き、共感して、少しずつ心の悩みを和らげてあげる。
3	コロナ禍で見知らぬ街に引っ越してきて、外出を控えるようになりとても孤独感を感じました。現在は初めての子育て中です。現在はいろんな規制が緩和され少しずつ外出もできるようになったように思います。そこで、堅苦しくない交流の場がもう少しできるとうれしいです。また産後ケアは今の制度に加えて、家事代行などのサービスが比較的安価で利用できるとママの心の余裕につながると 생각합니다。わが家は親族が遠方で頼れる人が近くにいません。一時保育がもう少し安く利用できるようにしてほしいです。夫が休みの日に預けることはできますが、それでは夫婦の時間が全くありません。平日の1人時間もありません。
4	寒川町での自殺者の比率などを確認したい。 なぜ取り上げているのかを確認したい。 都会の生きづらさよりは、寒川町はいいと思っております。
5	公共の自殺相談は時間が限られている。せめて24時間体制でなければ難しい。 相談員は年配の公務員の女性が多いように見受けられるが、もし本当に命を止めることを考えるなら「本当の貧困」や「社会的立場の弱者」を経験した人物でなければ「相談」はしづらい。
6	今回のアンケートで、こころの電話相談・いのちの電話以外にも色々相談できる場所がある事を知りました。 そういった相談できる場所を知ってもらう事も大事だと思いますし、悩み等を打ち明けられた場合の対応の仕方に関しても少し調べてみたいと思いました。
7	昔知人から言われた事は、自殺行為は身体を壊してはいけない、なぜなら親のものであるから。親からの授かりもの、自分自身で殺していいのは心だけだと。その言葉が、何だか忘れられず生きて来ました。今だ誰かに伝える事はできてませんが...
8	ない。
9	どんな人でも思い悩み絶望感を感じたことはあると思います。そんなときに話を聞いてくれる人がいれば心の重荷も和らげてくれると思います。ただ一時的にはです。心のケアをする施設があれば効果的だと思います。
10	子どもたちの社会での誹謗中傷が凄すぎる。 小学校、中学校の先生によって、子どもたちの感じ方が変わりました。 相談窓口も大事ですが、教育者のケアマネが大事だと思います。 いじめからの自殺が少しでも減る事を願っています。
11	思い詰めるような状況になる人、場合は、なかなか表面に出てきにくい。相談できる場所はあるが、行政側から見つけ出すのは難しいと思う。子育て支援のように、十分なスタッフがいると、悩んでいる親に気づき寄り添えると思うが、地域で一般住人にそれができるか微妙です。高齢者、ひとり親、身障者などに対し、具体的に手を貸すボランティアの例、移動手段などを示せると、資格を持つ人だけでなく、住民が相互に助け合う形ができるのではないだろうか。
12	自分自身、自殺に対しての知識がなかったので、今回のアンケートで町や自治体でも色々な対策が設けられている事を知った。 このアンケートで必要な人に必要な情報が届いていないのではないかと考えた。
13	難しい 相談できる人はまだ、自殺は、しないのではないかと。子供は、思い込みもあるから、一斉にシートなどで、皆が相談できるといいと思う。

14	町として活動をするとはとてもよいことだとおもう。日ごろからそのような窓口があると知っているだけで、そのときにいってみようと思えることが大事だとおもう。
15	自殺は、それぞれ種々雑多の原因があると思われます。それに対して外部の専門家も含めた組織的対応の体制が出来ているか、専門の窓口気軽に相談できるかだと思います。
16	行政でのサポートは9時から17時とかで、勤務中なので、電話も直接窓口にも行けない... 土日はそもそもやってない。 メールやLINE等でとりあえず24時間相談受付をしておき、開庁時間に順次対応をして、返信を返せるようになるといい。 また、難しいのは承知の上で、相談者の状況に応じ病院と連携を取ったりして欲しい。
17	実際にある機関を利用したことがあります。扱える案件でないと断られました。機関としての未熟さと信頼感を失った瞬間でした。 不登校や自殺したいという近親者をどう助けてあげたらいいのか相談したが、医師に聞けという対応でした。これでは相談にならないです、不登校、自殺思考があるひとは皆本当は医師にかかった方が良いでしょう。それだけを伝えるなら、これらの行政相談機関の機能不全でしょう。病院の紹介なら、保健所があります。もう利用しないと思います。 専門医、専門士、あるいは親身になり信頼できる方が機関の適任かと思います。 偏見かと思われるかもしれませんが、あえて書かさせていただきました、より信頼できる機関になっていただければと思います。宜しくお願いします。
18	現代社会において、人とのつながりは面倒と考える人も多い。 一方で、なかなかつながりを持てずに困っている人もいるかもしれない。 相談方法の選択肢を一つでも多く用意して欲しいと考える。
19	いのちの電話などは24時間対応出来ればその方が良いと思う。時間帯に制限がある為に相談の電話をかけられなかったり、通話中で繋がらなかったりして、悩んでいる人全員に対応出来ない。
20	本来は、身近な人が気がついて、寄り添えることが一番だと考えます。 ただ、身近な人だからこそ心配をかけたくないから、言わないということもあると思います。 家族を条件付きで受け入れるのではなく、何があっても、何を言っても包み込んでくれると思っていなければ、自殺をしたいほど悩んでいても、話してくれないと思います。 人間関係が希薄な今、近隣の方々がちょっとした変化に気がつくことはまず期待できないです。 行きつけの場所があれば、そこで吐き出すこともできるでしょう。 SNSが発達している状況では、もしかしたらそういうところでつぶやいたことで、命を救えることがあるのかなと思います。 ゲートキーパーも専門的な講習を受けている方は、ほんの一握りなので、いかに悩んでいる方に寄り添えるかということになると思います。 公共の相談機関は、連絡先を調べて、相談をするというのはなかなか敷居が高いようにも思います。 自分のことを知らない人に、最初から説明し、理解してもらうには、相当エネルギーを要します。 他者と接触を持たないか、持っても関心を持っていない人に、ここで話を聞いてもらえるということを認知して行くことが大切な気がします。 大切な命です。ひとつでも多く守れるような社会になることを切に願います。
21	自殺が頭に浮かばない世の中にできれば良いですね。
22	何で！と思うことがある、本人に近い人は日常の中での特定要因を気が付けばいいが、なかなかむずかしい、ただ日常の中での行動、心の変化に築いたら、そのことに徹底して生活環境を変える等のアドバイスをしたらいいと思う、私も中学生の時友人に近い同級生を無くしている。
23	電話などで相談するようなサービスはボランティアだと伺ったことがあります。掛けても真剣に相談には乗ってもらえず、時間の無駄だったという話もありました。 生きづらさを感じる本人やその周囲にチラシ・ポスターなどは全く効果がない、目に入らないと思いますので、上記のような非対面サービスを強化し、ボランティアに頼るのではなく、十分すぎる費用を掛け、人を集め、教育すべきではないかと感じています。

24	老老介護やヤングケアラーなど、現代は外からは中々見えにくい、たくさん問題があり、誰にも相談できず1人で抱え、耐えている人も多くいると思います。また、いじめ等で子供の自殺もニュース等で耳にします。御本人だけではなく、友人や近隣等、気がついた人が、ラインやメールで気軽に相談でき、その相談を受けた所が、問題に対し、的確なアドバイス、状況によっては専門家の訪問等があると、事前にふせげることがあるのではと思います。デリケートな問題も多いので、中々地域での対応は難しいとは思いますが、まずは自治会や町のイベント、チラシ配り等、町全体の意識をあげていく所からスタートしていいと思います。
25	死にたいを口にできるうちは、まだ防げるのではないかなと思う。
26	自殺したくなる理由が何なのかが問題で、その理由を対策出来ないと解決はしていかないと思う、また、何故、日本は自殺者が多いのか、そこにも、キーワードかあるように感じます。いずれにせよ、大切な一つしかない命を、最後までまっとう出来るような社会でありたいと思います。
27	国や自治体が行っている具体的な対策が全く分かりません。 自殺者が多いということは現状の対策が有効ではない、別のアプローチが必要ではないかと思えます。
28	子育てや学校教育などの悩みはどうしても母親が一人で抱えがちです。 支えてくれる場がたくさん増えていくと良いと思います。
29	気軽に相談出来る場所、サイトがあると良いですね。 今ある相談場所をもっと周知すべきだと思います。 自殺すると周りが悲しむ...死後の世界で苦しむ...寄り添ってくれる場所がある、映像で小学生から見せる。
30	話を聞いてもらうだけでも落ち着く事があると思います。聞くだけでも力になればたらとお役に立てる事がしたいです。
31	町だけでなく国や県にもサポート窓口を設けて、相談者をどうすればいいのか？の状況によって国・県・町が支援してもいいのでは？と個人的には思う。
32	難しいけれど相談しやすい機関や場所が増えるといいと思う。
33	普段から自分の悩み等について聞いてくれる人がそばにすることが必要と感じます。 町でも悩みを聞いてくれる相談員の数を増やしたり又、もっと町が町民のために積極的に対応していることをPRしたら良いと思います。
34	自殺したいほど悩んでいる人に対して、素人にできることは限られていると思う。身近に相談できる窓口(対面、電話、メールなど)があることを広く広報して欲しい。ただ、悩んでいる人はなかなか周りに目が行かないので、その状況に気づいた身近な人が相談できる窓口の敷居が低くなると思う。
35	人の気持ちは表面ではなかなか分かりづらく、見抜く事は容易ではありませんが、ふとした変化を見逃さずに出来る何かを手助け出来たら...良いとは思いますが...現実はとても難しいと思います。
36	正直、死にたいと思ったことが無いので自殺についてはよく分かりません。 ただ自殺したことで、残された家族や友人がツライ思いをしているのを見ているので、自殺には反対です。自殺をするやつは本当に許せません。
37	自殺防止月間に合わせて特設サイトを開設し少しでも先も考えられないような状態から脱出できる様な情報発信をしても良いのではないかと思います。 自殺しないような考え方 瞑想 マインドフルネス 良質な睡眠の取り方 ストレスの発散 アサーティブな考え方やトレーニング等の内容 泣ける映画を見てストレスの発散
38	特になし。

39	当事者でないとその苦悩は解らないと思うが、命の尊さも解ってもらいたい。 この回答をするのが8月9日であり、8月15日に近いこともあるが、第二次世界大戦で多くの人が自分の意志と関係なく戦争に駆り出され、将来の夢も希望も叶わないまま亡くなっている事を考えて貰いたい。 当事者のつらさは他人にはなかなか理解されないが、生きたくても生きられない人も大勢いることを一步引いて考えて貰いたいと思うが、当事者でない人間であるから言えることだと思う。 少しでも負担を軽減できるシステム、環境を整えられる市政を希望します。
40	とにかく話を聞く事が大切 同じ事を経験してもそれぞれ人によって感じ方は様々なので自殺したいと思った事を叱ったり、ただ反対するのは自殺を止められないと思います。 私は自殺をしたいと思うほどの辛い思いをした事はありませんが、嫌な事があった時にどれだけ多くの人にその事を話せるかによって立ち直りの速さが違うと思います。
41	以前、話を聞いてもらいたくて いのちのほっとライン@かながわにLINEで相談したことがあります。 共感してもらえて、ひとりじゃないってわかってもらえて、少しだけ心が落ち着きました。
42	誰にも気づかれないように相談できることが一番だと思うので、SNSで気軽に相談できるのがいいのかなと思います。
43	人に相談できる人は自殺までいかない。裏を返せば、自殺しようと思うほど行き詰まってしまった人は、誰かに相談するという選択肢はないのが現状ではないかと思います。 今、いろいろな面でデジタル化が進み、人と関わらなくても生活できるような時代になったことも、悩みを抱えたまま為す術がわからない一因ではないかと考えます。 そうであれば、相談窓口の設置だけでなく、それ以前の環境を整えることが必要ではないでしょうか。
44	対策は必要だろうが... どの様にしたら良いか？ 思いつきません。
45	悩んでいる人への声の掛け方が分からない。 窓口あってもあまり周知されていないように感じる。 町内でメンタルに問題を感じた時にかかれるクリニックがどこだか分からない。
46	誰かそばに何でも話せる人が必要だと思います。
47	学校教育で道徳の時間を増やし「一人は皆のために、皆は一人のために」「生きることをあきらめない」「苦労は必ず報われる」といった考え方、ストレスへの対処術を子供のころから積極的に教えてはどうでしょうか。つまるところ教育しかないと思うのですが。
48	話を聞いてくれる人がいつ、どこにいるのか、また、相談する人は必ずしも家族や友人や知り合いである必要は無いことを知っていればずいぶん助けになると思います。
49	死にたいほど辛い経験はありますが、本当に死のうと考えている方には対策をしても遅いような気がします。そうなる前の「逃げ道や逃げ場があるんだよ。」という啓発活動があればいいと思います。
50	いくら自殺対策してもその自殺希望者の周りが変わらないと自殺者は減らないと思います。 きっと恵まれてるであろう人気絶頂の芸能人でさえ自殺してしまうのですから手立てはなかなか...
51	相談するようにとテレビなどで促しているけど、相談できたら悩んでいないと思うので、働く環境とか気軽に相談しやすい環境を作った方が良くと思います。
52	町社協でも、心配事相談の専用番号があります。
53	死にたくないけれど死ななきゃならないって考える人は結構いると思う。ただ個人で相談には解決にあたらない方が良く。家族内のこんがらりだったり、個人がどういう思考のドツボにはまっているのか分からないし、反社会団体が絡んでいることもあるだろうから。テレビニュースで見ている、いじめなどで相談する相手が問題を投げちゃうとか、知らんぷりするケースが見受けられるように思います。フルタイムで仕事をしていたときも「昼休みも働け」やら「退勤後に買い出し（交通費も自費）」って言ってきたのは、労働組合の人間でした。基本的に、どんな制度があろうと「機能不全」が多い。

54	とにかく、気持ちを受け止めてあげる事だと思います。寄り添って、話を聞いてあげる事です。
55	コロナや物価高で他県や他の市が独自対策をしている中、寒川町は国が政策した後で後手後手で独自対策が遅れていると思う。相談だけでも、解決しないことが多いと思う。だから、全国的に今、自殺者も増加していると思う。もっと町独自の対策をして町民の生活に生かして欲しい。一部だけ支援では意味ないと思う。
56	気軽に個人が、相談できるよう専門家を育てる支援する。
57	自殺を考えることのきっかけは多種多様で、他人が理解することが難しいこともある。なので人の話をめんどくさがらず聞くことくらいが自分にできることなのかなと思う。 また、人と直接繋がらずネットやSNSに依存し過ぎると、うまくいってる時はともかく、裏切りを感じたり、孤独を感じたり、悪意を持った人に唆されたり、自己嫌悪に陥りやすいと思うので、そういったものから距離をとるように仕向けたい。 学校でもインターネットやSNSなどの向き合い方の授業もすでにやっているそうですが、家庭でももっと教えなきゃいけないと思う。
58	自殺を減らすなら、無料気軽に集まれるコミュニティがあればいいかなと思います。 アメリカなどによくある、アルコール中毒者が集まり、悩み事などをみんなの前で話したり、こんな理由でやめられないなど同じような人達と、会話して心を癒やすような。
59	いのちの電話など、精神科受診などに予約が必要で三ヶ月待ちなどあり、そこまで待ってたら切羽詰まってる方は救われないなあと思いました。私はコロナで派遣だったため仕事をきられてたまたま資格もっていた介護に携わっていますが、なければまた露頭に迷うところでした。精神科など、悩みカウンセラーを増やすか、支援するか予約がとりやすいと悩んでいるかたには良いですね。
60	実際、自殺にはすごいエネルギーがいると聞きます。 マイナスのエネルギーがたまらない様に、誰かと話をしたり趣味など活動したり出来ると、気もまぎれると思います。 やはり、人との繋がりは大事ですので、全ての世代において他者との関わりを持てる環境があることが望ましいと思います。 その環境を一つでも多く町が提供できたら町民から発信できると、生きやすい環境が生まれるのではないのでしょうか。
61	自殺したい人は他の人に相談出来ないので、難しいと思う。 気軽にSNSや電話相談が出来ると良い。 自殺の原因は人それぞれ。 自殺したい、未遂の人の話を聞きき、どんな状態の時が危ないのかわかるかも知れない。それをまとめて、こんな時は注意！相談して下さい！みたいな掲示が出来たら良いかも知れない。
62	自殺の考えにいたるまでの折りに触れ、引き返せるポイントが大事だと感じます。
63	相談窓口を設ける事には肯定ですが、精神的に追い込まれている人が能動的に相談しようとする余裕は無いような気がします。 窓口として相談者を待ち構えるだけではなく、窓口へ相談という選択肢もあることを世間一般により浸透させる事と自殺志望予備軍への積極的なアプローチが必要になってくるのでは無いでしょうか。
64	有名人の自殺があった時に相談窓口の案内があるがもう少し別の機会でも案内がある方が良くと思う。
65	まずは自殺したくなるような環境を少なくすることが大前提かなと。 人間関係、健康、仕事、家庭、環境、社会情勢、将来への不安などをどうすれば良い環境になるのか一人ひとり考え良い環境作っていかれたらと。
66	自殺対策としては、自殺を考えている人は、中々家族でも打ち明けられない人が多く、相談する事も少ないと思います。少し変だなと思ったら、会話をすることで、少しでも相手にとってプラスになれたらと思います。
67	これまで何度か切実に考えたことがありましたが、近くの相談できる窓口を全然知らなかったということをこのアンケートを通して知りました。

68	自死遺族について知ることとても大切です。 自殺という言葉自体が刃物・凶器となり傷をえぐられるといいます。 自死遺族であることを周囲に知られぬようにしていることも少なくなく、誰にも言えない状況下で、言葉や文字による二次被害を受けるとも聞きます。 たとえば有名人・著名人の自死報道もです。 自殺を防ぐ事と並行し、遺族への配慮やケアが必要だと思います。 こうしたアンケートでも、自殺（自死）と表記するというのも意味あることだと思います。
69	フリーターダイヤルの他すぐに繋がるや24時間対応などして欲しい。
70	町で24時間、自殺の相談にのってくれる電話かSNSがあればいいと思います。
71	とても難しい問題なので、もっと相談したりサインを出したり出来る暖かい場所があれば良いなと思います。
72	実情、本人からの相談が無ければ対策は出来ません。 身近に居る家族が気づいた時相談出来るよう民生委員、教師又企業が学習して行く必要を感じます。
73	寒川町内での自殺者はふえているのか？増えているのであれば年度毎の推移などを見える化し発信することで町内で起こっていることを共有してもらいたい。又、県内と比べてどうなのか？低いようなら何か要因があるのではないかな。それによって生活しやすい町であるということでもある。自殺対策としては年代別にどうかわからないと難しいと思いますが、学校などで相談窓口や機関をもっとアピールすることや、SNSなどでの定期的な窓口の発信などをして見てはどうか。（テレビなどでは事件があったときだけ発信しているため）以上。
74	自殺で亡くなった友人の事を毎年思い出します。シグナルに気がつけなかったこと、もっと話せばなにか変わっていたか、私にもっとできることはなかったかと、後悔の気持ちが残ったままです。 思い悩み、溜め込んでいる気持ちを吐き出す場が必要ですが、自殺を考えている人は、なかなかそのような相談窓口で連絡する気持ちになれないと思います。心の窓口とかのネーミングで、ハードルが上がるような気がします。 LINEなどのチャット形式で気軽に愚痴でも何でも、話を聞いてくれる窓口があればいいと思いますし、窓口の名前も軽めなネーミングにして、気軽に参加できるようにすればいいのかなと思います。
75	自殺するという行為は、たぶん自分自身への思い込みが激しくなりなんらかの行為に及ぶものだと思います。 何を思い、そのような気持ちになったかをいち早く察知できれば心の叫びを聞くことができ、その気持ちを共有しながら解決法を考えていく、1人にさせない等、心のケアをしっかりして行くことが重要なかなと思います。
76	自殺というワードはどこか他人事に昔は感じていたが、学生や芸能人が自ら命を絶ってしまったという報道を見ることが多くなり、身近の人や自身に起こりうることなのだと感じています。 自分も身近な人も自殺に追い込まれてしまうことがあるかもしれない、そう思ういま対策を前もって知っておきたいと今回このアンケートで改めて思いました。
77	中学校からは、何回も相談窓口のカードを配布され、またくばられたの、と思う一方、悩んでる方には何度も配布されたらそのうち電話してみようかな、という気持ちになりいいのかもしれない。子どもから聞いた話では、保護者が子ども（中学生）に関して、関心がないのか、忙しいのか、知らないのか分からないが、夜中に帰らなくてもなんとも言われならしい。何も言われなから、子どもは中央公園など外で夜を明かしてしまうのか。その子の場合、4人兄妹の上から2番目の男子、父親日本人、母親は外国人という家庭。子どもが構ってもらえず、さみしい思いから家に居づらく、外に出てしまうのかと思うとちょっと心配。 この夏にも、夜に、草が多くあるところで枯れ草を集めて火をつけて遊んでる写真を何枚もインスタに投稿したりして、友人などの反応を見てるらしい。なにかの犯罪や勧誘に巻き込まれないと良いが。
78	特に有りません。

79	まずは、不安を感じている人達の把握が必要です。 学校であればスクールカウンセラーが対応することが必須だと思います。 教師も些細なことに気を付けて生徒の不安を察知するよう努めるべきです。 母子家庭であれば行政で、例えば福祉課？やその他の部署が身近な相談先として保健師や看護師の巡回を強化するべきです。子どもであれば児童相談所や警察と連携して事前に子どもの行動から察知するよう気を付けます。お役所仕事ではないワンストップサービスに徹する必要があると感じます。
80	自殺相談専用の相談口だとハードルが高く、利用しにくい部分もあると思うので、コンビニをはじめ町内の店舗や施設等に協力してもらい、こども110番の家のような、目につきやすく、気軽に頼れる相談窓口があると良いと思う。
81	自殺は、周りの環境や自身の心の感じ方など色々な要因があると思うので、一人一人それぞれ違い、難しい問題と思う。 本当に困っている人に手を差し伸べられる仕組みができると良いですね。
82	本当に辛くて、どこに電話や相談ををしても、特に資格の無い人にそうなんですねー、つらいですねー、お気持ち分かりますー、と言われて終わり、のイメージがあります。 すぐ病院へ繋げられる等の対策があればいいなあと思います。
83	広報とかを確認する方ならば良いが、メール・ライン等は勿論、町内放送でも発信するのもありなのかも、遅くない時間帯を狙って。
84	以前、身内が2人自殺しているが子供だったため詳しいことは知らされずふせられてきた。世間での対策環境整備も必要だと思うが、家庭内でできる対応があれば良いと思う。
85	核家族化や近隣との付き合いが薄くなる傾向があり、家族や友人だけでなく、近隣に相談したり支え合う場所や人が少なくなっている気がします。 ・ 知ること：日本国内の自殺者の状況や、どのようなものが理由となって自殺に結びついてしまうかなど、まずはそれらを知ることにより、身近な人にそのような方がいないか意識できるようになるのではないかと考えます。 （自殺に関するセミナーなどの開催） ・ 相談できる場所があることを知ってもらうこと、相談を受ける側の教育：自殺の理由は経済的なもの、健康・身体的なもの、人間関係など、様々なことが要因となり、ひとくくりには出来ない状況かと思っています。さまざまな悩みを一人で悩むのではなく、相談できる場所があることを知ってもらうことも重要かと思っています。また相談を受けた方は、本当に親身になり、状況の改善や問題の解決に向けて、伴走していただけるような対応をしていただけることを望みます。 そのためには相談を受ける側に対する教育やセミナーなども頻繁に行われることが必要かと思っています。 ・ 自殺者を出さないとの強い思いが大切：相談があった際に親身に迅速に対応でき、地域、町から様々な専門機関などに繋げるネットワークなどを整備するなど、町から、地域から、自殺者を絶対に出さないという意識があることが前提かと思っています。
86	初めましての人いきなり自殺したいと相談することは勇気があることのように思えます。普段から、関わることで出来、相談することの出来る利用しやすい施設があればいいなと思います。
87	コロナ禍で鬱屈した感情が増え、自殺者が多くなるのかなと考える。精神的におかしくなっている時は自分を客観視出来ないで、周りの者が敏感に感じとることが大事だと思う。
88	本当に自殺を考える人は、自分の考えを人に話す事はないのではないかと思います。 誰かに助けて貰いたいと考える中で選択肢に自殺のある人は、誰かに考えを聞いて貰う事で救われるかもしれない。対面での会話は、難しいとは思いますが、LINE等でのやり取りの後、対面してあげて欲しいです。
89	だれかが自分の事を真剣に考えてくれているならば、自殺は減るのではないのでしょうか。また、自らも自分のためだけではなく、人のため、社会のために生きているのだという事を知る必要があります。自分の命は自分だけのものではないのです。
90	公的な自殺対策はあまり効果がないと感じています（死にたい理由は皆バラバラです）。死にたくなる時に何もせずその場に居られる場所、愚痴を言える場所に普段から足を運んでいること、また相談できる知り合いが普段から居ることが何より大事だと思います。なので、地域のお祭りとかコミュニティカフェといった社会資源が増えていくと、自殺したときのセーフティネットになるのではないのでしょうか。支える場に出会う機会が増えるといいと思います。

91	「自殺」と仰々しい言葉をだすより、どうやったら人が心地よく暮らせるか...ストレスフルに過ごせるのか... だと感じます。
92	いつもとは違う違和感、気づきに皆が反応してほしい。

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、

自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体への傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものと

する。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一一日法律第六六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正

後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

資料4

○寒川町自殺対策計画推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、寒川町自殺対策計画推進協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 寒川町自殺対策計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策のための情報交換及び連携強化に関すること。
- (3) その他設置目的に関し町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係機関・団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募の町民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職

資料4

務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 委員に対し、予算で定める範囲内の謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、町民部町民窓口課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

寒川町自殺対策計画推進協議会委員名簿

任期：令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日

	選出区分	氏 名	備 考
1	学識経験者	桑原 寛	弘徳会愛光病院 医師
2	〃	伊吹 龍	けやきの森病院 医師
3	関係団体の代表者 (高齢者に関わる団体)	佐藤 敬	寒川町地域包括支援センター長
4	関係団体の代表者 (生活困窮者に関わる団体)	菅原 文久	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所 生活福祉課長
5	〃	森井 順子	寒川町民生委員児童委員協議会 会長兼北部地区会長
6	〃	小西 悦子	寒川町民生委員児童委員協議会 副会長兼南部地区会長
7	〃	三留 当美代	寒川町民生委員児童委員協議会 副会長兼中部地区会長
8	関係団体の代表者 (子ども・若者に関わる団体)	大野 郁子	寒川中学校 校長
9	〃	野田 燈	寒川町子育て支援センター 子育てアドバイザー
10	関係団体の代表者 (勤務・経営に関わる団体)	野口 研	藤沢労働基準監督署副署長
11	関係団体の代表者 (その他)	守村 妙子	茅ヶ崎市保健所保健予防課長
12	〃	渡辺 啓	茅ヶ崎警察署生活安全課長
13	〃	稲葉 康宏	寒川町社会福祉協議会事務局長
14	一般公募者	井上 翔	

(敬称略)

資料 6

○寒川町自殺対策庁内連絡会設置要綱

平成31年3月22日

改正 令和3年2月25日

(設置)

第1条 寒川町自殺対策計画(以下「計画」という。)の各取組を推進するため、寒川町自殺対策庁内連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に係わる各課等との調整及び推進に関すること。
- (3) その他計画の実施に必要な事項

(組織)

第3条 連絡会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

(会長及び副会長の職務)

第4条 連絡会に会長及び副会長を置き、それぞれ町民部長及び町民窓口課長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、連絡会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 連絡会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 連絡会で検討する事項に関し具体的な調査、検討等を行わせるため、連絡会に作業部会を置く。

2 作業部会は、別表第2に掲げる所属の指導主事、主幹、技幹、副主幹、副技幹又は主査をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第7条 作業部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、会長が指名する。

3 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 部会長は、作業部会において調査、検討を行った結果を連絡会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 連絡会及び作業部会の庶務は、町民部町民窓口課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

資料 6

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年2月25日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

寒川町自殺対策庁内連絡会

	職名
1	町民部長
2	町民部町民窓口課長
3	学び育成部子育て支援課長
4	健康福祉部福祉課長
5	健康福祉部高齢介護課長
6	健康福祉部健康づくり課長
7	環境経済部産業振興課長
8	教育委員会教育政策課長
9	教育委員会学校教育課長

別表第2(第6条関係)

作業部会

	所属
1	町民部町民窓口課
2	学び育成部子育て支援課
3	健康福祉部福祉課
4	健康福祉部高齢介護課
5	健康福祉部健康づくり課
6	環境経済部産業振興課
7	教育委員会教育政策課
8	教育委員会学校教育課

相談先一覧

分 野	相談窓口名称	電話番号	受付時間	内 容
こころに 関する相談	神奈川県 精神保健福祉 センター こころの電話相談	0120-821-606	24 時間受付	◇こころの電話相談 こころの病気かどう か心配、生活・仕事 に関する悩み、性 に関する悩みなど
	茅ヶ崎市保健所 保健予防課	0467-38-3315	月～金曜日 8 時 30 分 ～17 時 15 分 (年末年始、 祝日を除く)	◇こころの健康相談 など
	横浜いのちの 電話	045-335-4343	24 時間受付	
	川崎いのちの 電話	044-733-4343	24 時間受付	
	よりそい ホットライン	0120-279-338	24 時間受付	
健康等に 関する相談	健康づくり課	0467-74-1111 (代表)	月～金曜日 8 時 30 分 ～17 時 15 分 (年末年始、 祝日を除く)	◇健康相談 保健師、管理栄養士、 看護師に相談できま す
	茅ヶ崎市保健所 保健予防課	0467-38-3315	月～金曜日 8 時 30 分 ～17 時 15 分 (年末年始、 祝日を除く)	◇難病に関する相 談、H I V相談・検 査など ◇アルコール教室
	神奈川県 精神保健福祉 センター 依存症電話相談	045-821-6937	毎週月曜日 13 時 30 分 ～16 時 30 分 (年末年始、 祝日を除く)	◇様々な依存症につ いて、本人、家族等 からの電話相談
	神奈川県 精神保健福祉 センター 依存症面接相談	045-821-8822 (代表)	毎週金曜日実施 予約時間：月～金曜日 8 時 30 分～17 時 30 分 (年末年始、 祝日を除く)	◇様々な依存症につ いて、本人、家族等 の面接相談（予約制）

資料 7

分 野	相談窓口名称	電話番号	受付時間	内 容
身近な・大切な人を自死で亡くした方の相談	神奈川県 精神保健福祉 センター 自死遺族電話相談	045-821-6937	毎週水・木曜日 13 時 30 分 ～16 時 30 分 (年末年始、 祝日を除く)	◇身近な方を自死でなくされた家族、友人、同僚の方からの相談（面接相談につながりこともできます）
	神奈川県 精神保健福祉 センター 自死遺族の集い (わかちあいの会)	問合せ先 045-821-8822 (代表)	開催日：偶数月 第 1 火曜日 14 時～15 時 30 分 (4 月のみ 第 3 火曜日)	◇身近な、大切な人を自死で亡くされた方の集い 会場：旧横浜ゴム平塚製造所記念館 (八幡山の洋館)
	藤沢わかちあいの会	問合せ先 0466-50-3593 (藤沢市保健所 保健予防課)	開催日：原則 奇数月第 1 火曜日 14 時～15 時 30 分	◇身近な、大切な人を自死で亡くされた方の集い 会場：藤沢商工会館 ミナパーク
高齢者に関する相談	高齢介護課	0467-74-1111 (代表)	月～金曜日 8 時 30 分 ～17 時 15 分 (年末年始、 祝日を除く)	◇高齢者の相談・介護者の相談 日常生活に関する困り事、介護保険サービスについてなど ◇高齢者虐待
	地域包括支援センター	0467-72-1294		
障がいに関する相談	福祉課 子育て支援課	0467-74-1111 (代表)	月～金曜日 8 時 30 分 ～17 時 15 分 (年末年始、 祝日を除く)	◇障がい児者の相談・介護者の相談 日常生活相談、障がい福祉サービスについてなど
	福祉課	0467-74-1111 (代表)	月～金曜日 8 時 30 分 ～17 時 15 分 (年末年始、 祝日を除く)	◇障がいのある方の就労相談 ◇障害者虐待防止センター

分 野	相談窓口名称	電話番号	受付時間	内 容
生活に 関する相談	町民窓口課	0467-74-1111 (代表)	月～金曜日 8 時 30 分 ～17 時 15 分 (年末年始、 祝日を除く)	◇法律相談 (予約制・面談のみ) ◇司法書士相談 (予約制・面談のみ) ◇遺言書と終活の相談 (予約制・面談のみ) ◇人権相談 (予約制・面談のみ) ◇行政相談 (面談のみ) ◇消費生活相談 (面談・電話)
	茅ヶ崎市 市民相談課	0467-82-1111 (代表)	月～金曜日 8 時 30 分 ～17 時 15 分 (年末年始、 祝日を除く)	◇司法書士相談 (予約制・面談のみ) ◇消費生活相談 (原則電話) ◇多重債務相談 (面談のみ)
	平塚保健福祉事 務所茅ヶ崎支所 生活福祉課	0467-85-1173	月～金曜日 8 時 30 分 ～17 時 15 分 (年末年始、 祝日を除く)	◇収入減少等によ り、経済的に生活が 困窮したときの相談
	神奈川県社会 福祉協議会 ほっとステーション	045-311-8874	月～金曜日 9 時～17 時 (年末年始、 祝日を除く)	◇生活の不安や困り ごとの相談
	寒川町社会 福祉協議会	0467-74-7621	月～金曜日 8 時 30 分 ～17 時 15 分 (年末年始、 祝日を除く)	◇心配ごと相談 福祉に関する相談、 悩みごとなどの相談
	福祉課	0467-74-1111 (代表)	月～金曜日 8 時 30 分 ～17 時 15 分 (年末年始、 祝日を除く)	◇民生委員児童委員 について

資料 7

分 野	相談窓口名称	電話番号	受付時間	内 容
仕事に 関する相談	藤沢労働基準 監督署	0466-23-6753	月～金曜日 8 時 30 分 ～17 時 15 分 (年末年始、 祝日を除く)	◇労働条件・ハラス メントなど
	ハローワーク 藤沢	0466-23-8609	月～金曜日 8 時 30 分 ～17 時 15 分 (年末年始、 祝日を除く)	◇求人検索、職業相 談、職業紹介
子ども・若者 に関する 相談	学校教育課	0467-74-1111 (代表)	月～金曜日 8 時 30 分 ～17 時 15 分 (年末年始、 祝日を除く)	◇教育相談・いじめ 相談 ◇就学相談
	教育研究室	0467-73-4639	月～金曜日 9 時～17 時 (年末年始、 祝日を除く)	
	子育て支援課	0467-74-1111 (代表)	月～金曜日 8 時 30 分 ～17 時 15 分 (年末年始、 祝日を除く)	◇育児に関する相談 ◇児童虐待相談
	子育て支援 センター	0467-75-4571	月～金曜日 9 時～16 時 (年末年始、 祝日を除く)	◇子育て相談 ◇子育て情報の提供
	児童相談所 全国共通 ダイヤル	(局 番 な し) 189 (いちはやく)		◇児童虐待相談
	中央児童相談所	0466-84-1600	月～金曜日 8 時 30 分～ 17 時 15 分 (年末年始、 祝日を除く)	◇子育ての悩み、言 葉や発達の遅れに関 する相談、非行の相 談、不登校の相談

分 野	相談窓口名称	電話番号	受付時間	内 容
子ども・若者に関する相談	子ども・家庭110番	0466-84-7000	毎日 9時～20時	◇子育ての悩み、言葉や発達の遅れに関する相談、非行の相談、不登校の相談
	人権・子どもホットライン	0466-84-1616 (子ども専用)	毎日 9時～20時	
	かながわ子ども・若者総合相談センター	045-242-8201	火～日曜日 9時～12時、 13時～16時 (年末年始を除く)	◇県内在住、在勤、在学の39歳までのひきこもりや不登校などの悩みなど
D V に関する相談	かながわ男女共同参画センター (神奈川県配偶者暴力相談支援センター)	0466-26-5550 (女性相談支援員による相談)	○月～金曜日 9時～21時 ○土・日曜日 9時～17時 (年末年始、祝日を除く)	◇配偶者や恋人間の身体的暴力や精神的暴力、経済的暴力に関わる相談など
		045-662-4530 (男性のためのDV相談)	月～金曜日 9時～21時 (年末年始、祝日を除く)	◇被害者の方の相談 配偶者や恋人など親しい関係にある人からの、身体的・性的・精神的・経済的な暴力の悩み
		045-662-4531 (男性のためのDV相談)	月・木曜日 18時～21時 (年末年始、祝日を除く)	◇DVに悩む方の相談 配偶者などへの暴力等の悩み
がいこくじんそうだん	あーすぷらざ (神奈川県立地球市民かながわプラザ)	045-896-2895	9時～12時、 13時～17時 (受付は16時まで) (年末年始、祝日を除く)	◇各言語による一般相談 英語 第1・3・4火曜日 中国語 木曜日/第1火曜日 韓国・朝鮮語 第4木曜日 スペイン語 金曜日 ポルトガル語 水曜日/第4金曜日 ベトナム語 第1・2・3金曜日/第3火曜日

分 野	相談窓口名称	電話番号	受付時間	内 容
L G B T 相談	性的マイノリ ティ派遣型個 別専門相談「か ながわ SOGI 派遣相談」 (神奈川県人権 男女共同参画課)	045-210-3637 (派遣相談の受付)	8 時 30 分 ～17 時 15 分 (年末年始、 祝日を除く)	◇性的マイノリティ 本人、家族、支援者の 依頼に基づき、公共 施設等へ臨床心理士 などの専門相談員を 派遣し相談を実施
犯罪被害者 相談	かながわ犯罪 被害者サポー トステーショ ン	045-311-4727	月～土曜日 9 時～17 時 (年末年始、 祝日を除く)	
性犯罪・ 性暴力被害 者相談	かならいん (かながわ性犯 罪・性暴力被害 者ワンストップ 支援センター)	045-322-7379	24 時間受付	◇性被害にあわれた 方やご家族からの相 談
		045-548-5666	毎週火曜日 16 時～20 時 (年末年始、 祝日を除く)	◇男性及び LGBTs 被害者のための専門 相談

支えあい、こころつながるまち
第2次さむかわ自殺対策計画

発行 令和7年（2025年）3月

寒川町 町民部 町民窓口課

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

電話：0467-74-1111 ファクス：0467-74-2833

寒川町のホームページアドレス：

<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>